

第五次

羽村市地域福祉活動計画

平成31年3月

社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会

「支え合いのまち はむら」をめざして

近年、少子・高齢社会の進展や人口減少、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など、家族形態の変容による家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティ活動が低下する中で、生活困窮、孤独死、消費者被害など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が現れ、その問題が多様化、深刻化しています。

そのため、国では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域における住民主体の課題解決、包括的な相談支援体制の構築、多機関の協働による包括的支援体制の構築などを具体的に打ち出し、地域共生社会の実現を目指しております。

羽村市においても、第五次羽村市地域福祉計画で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の方々がさまざまな事を「自分のこと」としてとらえ、人とひと、人と資源が世代や分野を超えてつながり、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と創出する社会、安心して暮らせる支え合いのまちを目標としております。

このようなことから、当協議会においても、第四次地域福祉活動計画を継承しつつ、地域共生社会の実現のための新たな視点を加え、第五次地域福祉活動計画を策定し、この計画の基本理念である「共に生き 安心して暮らせる 支え合いのまち はむら の実現」に向けた活動を、市民の皆様との連携、協働により取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉課題や福祉ニーズなどの調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
会長 加瀬 哲夫

<目次>

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは	1
2 国の動きと社会福祉協議会の役割	2
3 羽村市社会福祉協議会とは	3
4 計画の趣旨と位置づけ	4
5 計画の期間	5

第2章 地域が抱える課題

課題1 支援の必要な方の増加に伴う、必要な情報の提供と相談支援	7
課題2 地域活動への参加・協働と担い手づくりへの取り組み	10
課題3 地域での見守り・支え合いの強化	12
課題4 その人らしい生き方を支えていくためのサポートのしくみ	14
課題5 関係機関等との連携と社協の経営基盤の強化への取り組み	16

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念	19
2 基本的な視点	20
3 基本目標	21
4 施策の体系	22
5 重点的な取り組み	24

第4章 活動の展開

基本目標1 情報が得やすく、誰もが相談しやすいしくみづくり	29
基本目標2 誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動しやすい環境づくり	34
基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり	38
基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり	42
基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり	47

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理と情報提供	53
----------------	----

◆資料編◆

1 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会	55
2 福祉ボランティア・地域福祉活動団体 ニーズ調査	61
3 羽村市の地域福祉をめぐる状況	62
4 用語解説	78



第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは

地域福祉の考え方は、「私たちの暮らしを人間らしく豊かにしていくために、人が態度として創り出した『助ける』『助けられる』という行為を『助け合う』という相互の関係にまで高め合うしくみとして人間の生活史のなかで創り出されたもの」という概念でとらえることができます。

また、地域福祉というしくみは、制度を充実するだけで対応できるものでなく、非制度的な市民の活動や事業を積極的につくり、つながりを再構築し、支え合う体制を実現していくことが何よりも重要です。

地域の中で、人々が抱えている生活課題に市民自身が気づき、それを共有化していくためのしくみを地域住民が主体となってつくり、市民一人ひとりが福祉活動に取り組み、そうした活動が地域の中に蓄えられていくことが、より豊かな地域社会を創造していくことにつながります。

福祉ニーズの多様化・複雑化、高齢化の中で人口減少が進行している背景から、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンとして、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発」「高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供」「効率的・効果的なサービス提供」「総合的な人材の育成・確保」の4つの改革を打ち出し、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指すことになりました。

一方、社会福祉協議会は、こうした住民主体の活動を支援していくという重要な役割を担っています。地域福祉を推進するため、社会福祉協議会がコーディネイト役となって、地域の人と人、関係団体、関係機関などを結び、ネットワークとして地域での「共に支え合う」活動の実践につなげ、多様性を認め合う豊かな福祉コミュニティへと発展させていく必要があります。

羽村市地域福祉活動計画は、羽村市社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民はもちろんのこと、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動*団体、民生委員・児童委員*、ボランティアなど福祉活動を行う人々、社会福祉事業を経営する者、保健・福祉・医療などの専門機関などが相互に協力し、地域における民間の福祉行動計画（アクションプラン）として策定するものです。

また、地域福祉推進のための基盤づくりや市民と行政の協働を推進する、基礎自治体として羽村市が策定する「地域福祉計画」とも連携し、羽村市における「福祉のまちづくり」を一層推進するものです。

2 国の動きと社会福祉協議会の役割

国では、今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会*の実現」を位置づけ、社会福祉法の改正の中で、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備が盛り込まれています。

地域課題として、世帯の複合課題や制度の狭間の問題、社会的孤立・排除といった対応できていないケースなどがあり、確実に支援につないでいく仕組みづくりが求められています。

「我が事・丸ごと」の地域づくりでは、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの中心的な機関として、社会福祉協議会がその1つにあげられています。

行政とのパートナーシップとともに、地域の関係団体及び社会福祉法人、福祉施設等との連携・協働し、事業・活動をさらに進めていくことが必要です。

全国社会福祉協議会では、「全社協 福祉ビジョン2011」として、4つの課題への取り組みについて、行動方針を決め、活動を展開してきました。

社会福祉法の改正及び「地域共生社会の実現に向けた指針」等を踏まえて、社会福祉協議会が検討・展開すべき事業・活動として、「あらゆる生活課題への対応」や小地域活動の一層の強化や各種団体との協働による「地域のつながりの再構築」を掲げています。

これらの内容も考慮しつつ、さまざまな主体と連携・協働して、地域福祉の中核的な機能を果たしていくことが求められています。

社会福祉法及び「指針」に掲げられた主な事項	社協が検討・展開すべき主な事業・活動
「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念	「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」
包括的な支援体制の整備	上記を実現するために強化すべき行動 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ*の徹底 ・相談・支援体制の強化 総合相談体制の構築 生活支援体制づくり ・相談・支援のための活動基盤整備 ・行政とのパートナーシップ

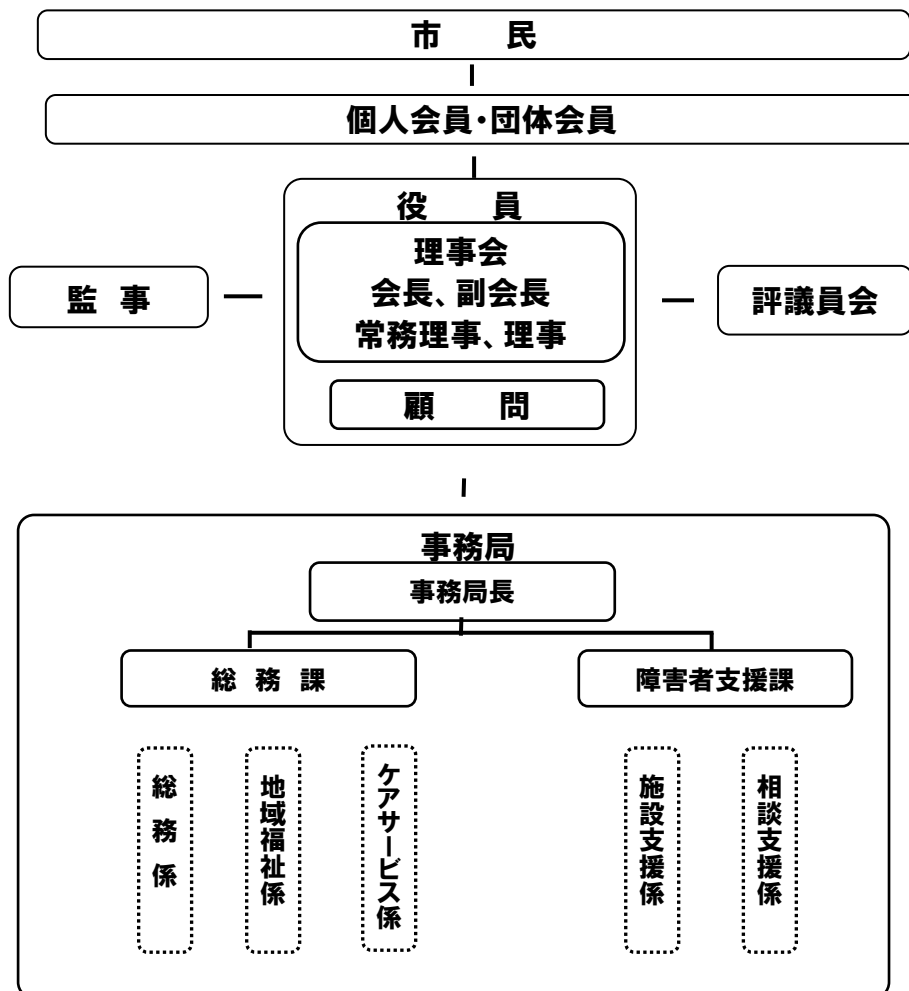
資料：「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開について（平成29年12月12日）社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会」資料より作成

3 羽村市社会福祉協議会とは

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会では、「共に生き 安心して暮らせる 支え合いのまち はむら の実現」を基本理念に、様々な活動を行っています。

情報が得やすく相談しやすい仕組みづくりや、誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動に参加しやすい環境づくり、支えあいと助けあいの地域づくり、一人ひとりに寄り添う支援体制づくり、地域の人々とともに歩む社協づくりなどを目標に掲げ、これからも住みよい福祉のまちづくりを実現させるためにさまざまな事業を進めています。

羽村市社会福祉協議会 組織図

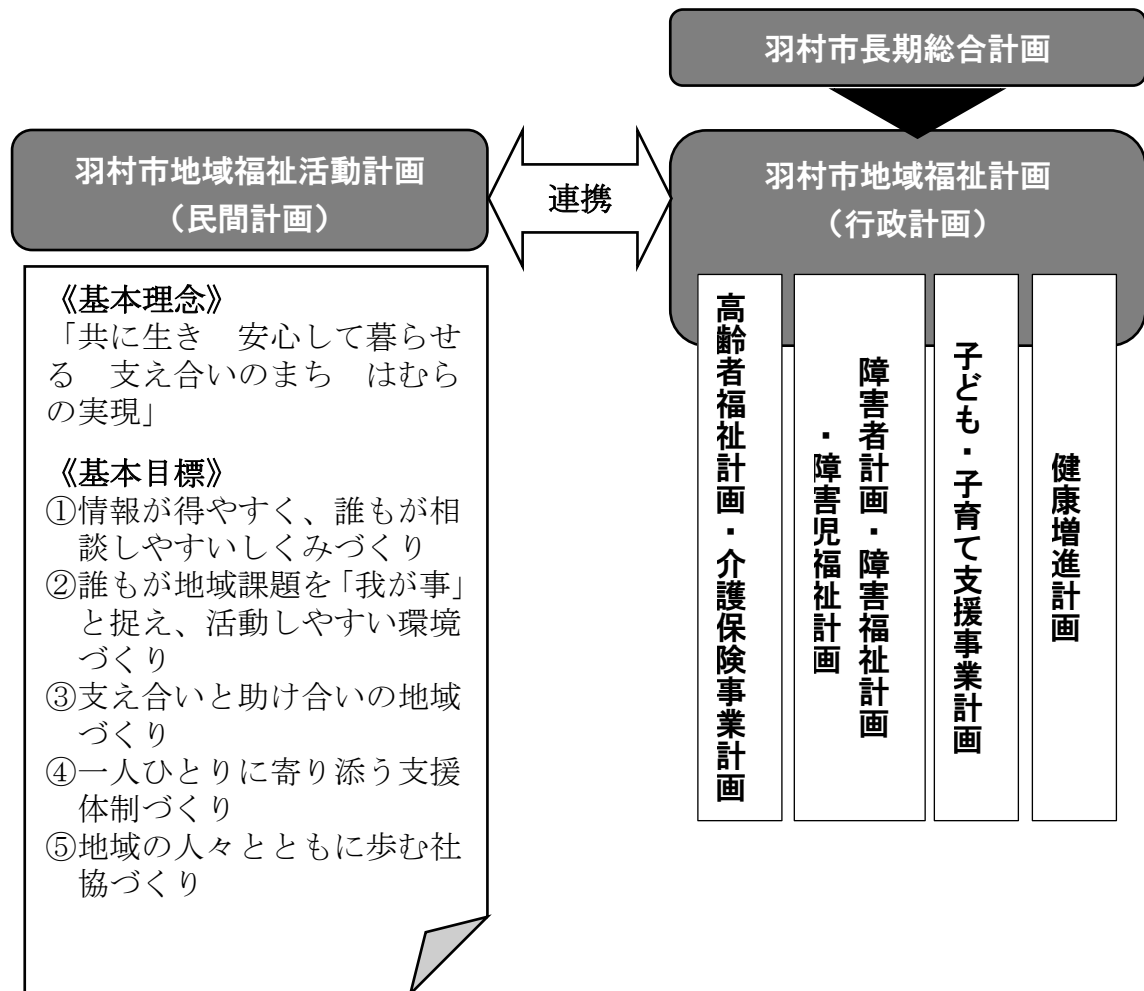


4 計画の趣旨と位置づけ

羽村市社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」は、民間・市民の立場から策定するもので、地域住民や福祉関係団体の取り組みの指針となる行動計画です。

一方、羽村市では、「第五次羽村市地域福祉計画」（平成30年度～平成35年度）を策定しています。この計画は、社会福祉法に基づき地方自治体に策定が求められている行政計画で、両計画はともに地域福祉の推進を目的とするものです。

羽村市社会福祉協議会では、これまで推進してきた第四次羽村市地域福祉活動計画を検証し、新たな地域福祉課題に対応するため、「第五次羽村市地域福祉活動計画」を策定します。



5 計画の期間

第五次羽村市地域福祉活動計画は、2019年度から2024年度までの6か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価など進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)
策定主体												
羽村市 社会福祉協 議会 (民間計画)		第四次羽村市地域福祉活動 計画 (平成26～30年度)					第五次羽村市地域福祉活動計画 (2019～2024年度)					

(関連する行政計画)

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)
羽村市 (行政計画)		第四次羽村市地域福祉計画 (平成25～29年度)					第五次羽村市地域福祉計画 (2018～2023年度)					
		羽村市高齢者 福祉計画及び 第5期介護保 険事業計画		羽村市高齢者福 祉計画及び第6 期介護保険事 業計画		羽村市高齢者福 祉計画及び第7 期介護保険事 業計画						
		羽村市障 害者計画 障害福祉 計画		羽村市障害者計 画第4期羽村市障 害福祉計画 (平成27～29年度)		羽村市障害者計 画第5期羽村市障 害福祉計画 第1期羽村市障 害児福祉計画 (平成30～32年度)						
		次世代育成 支援行動計画		羽村市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)								
	健康はむら21 H17～H26		羽村市健康増進計画【健康はむら21(第二次)】 (平成27～36年度)									

第1章 計画策定にあたって



第2章 地域が抱える課題

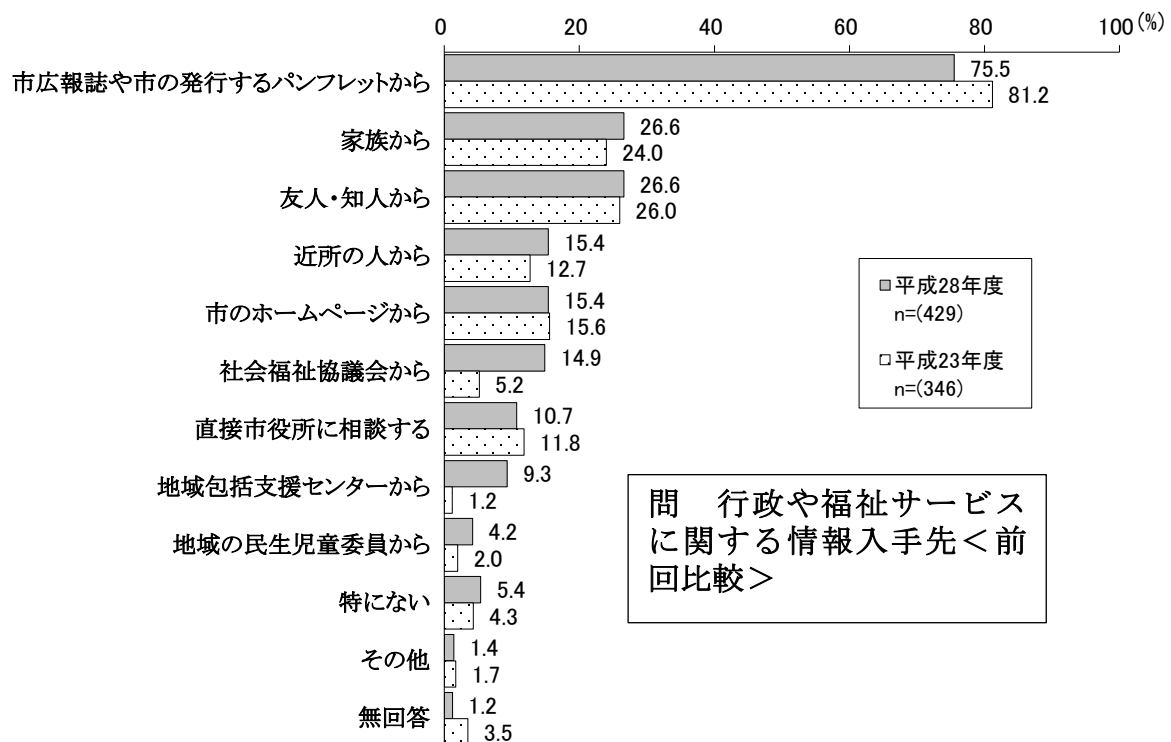
課題1 支援の必要な方の増加に伴う、必要な情報の提供と相談支援

- 地域コミュニティが希薄化する中で、身近な地域に必要とする情報を浸透させていくことが求められています。
- 国の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」が位置づけられ、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援が示されており、その体制づくりの中心的な機関に、社会福祉協議会が位置付けられています。地域の相談拠点である、地域包括支援センター*や生活困窮者の自立相談支援機関、障害者相談支援事業所等との連携・協力も求められます。
- 日常生活を継続していくのに何らかの支援の必要な方が増えてくる中、各種相談から支援につなげていくために、分野を横断した連携や地域の関係団体や社会福祉法人、福祉施設等との連携・協働が求められています。

⇒課題の解決に向けては、「情報発信」「総合相談支援」への取り組みが必要です。

【情報に関して】

- 情報の入手先は、社会福祉協議会や地域包括支援センター、専門機関や近隣の人からの回答が増加、一方で紙媒体は減少



出典：羽村市地域福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年3月）

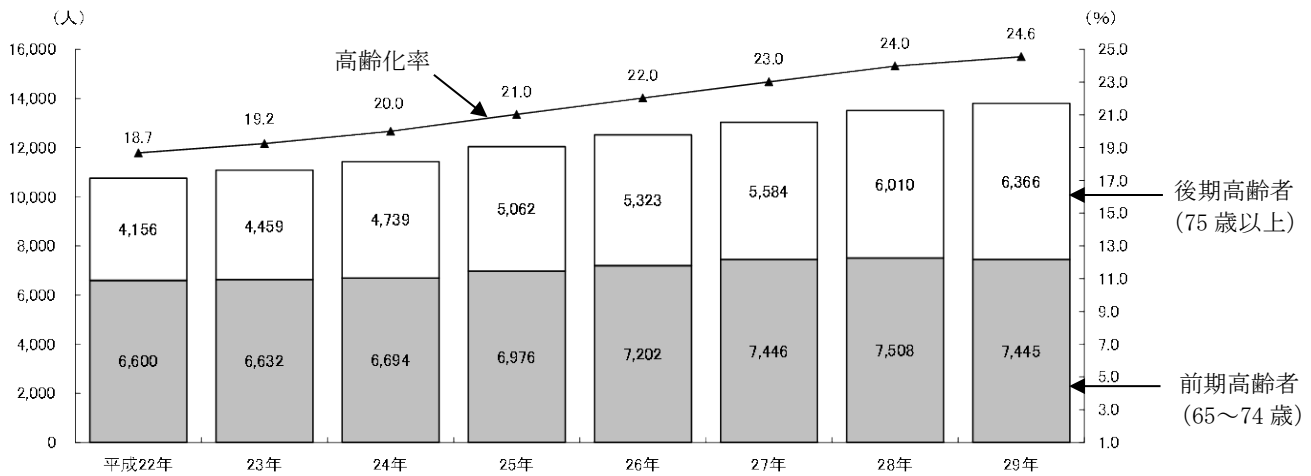
第2章 地域が抱える課題

(団体アンケート：情報について)

- ・町内会の組織に入っても高齢化やコミュニケーション不足になり、助け合いが不足してきている。(民生児童委員)
- ・子ども、障害者宅の情報不足。(民生児童委員)

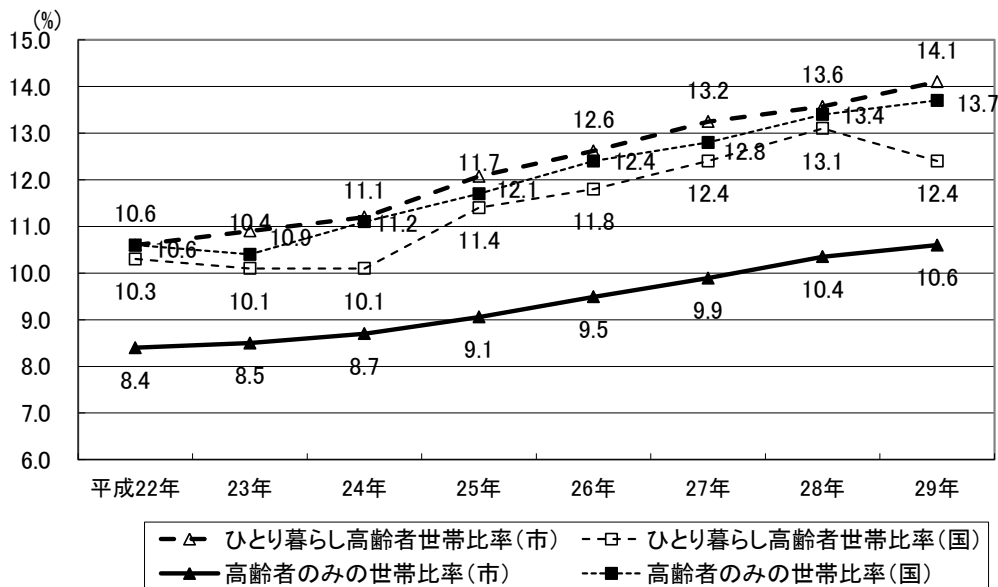
【相談支援に関して】

■高齢者、特に後期高齢者の増加



出典：住民基本台帳人口（外国人含む、各年1月1日現在）

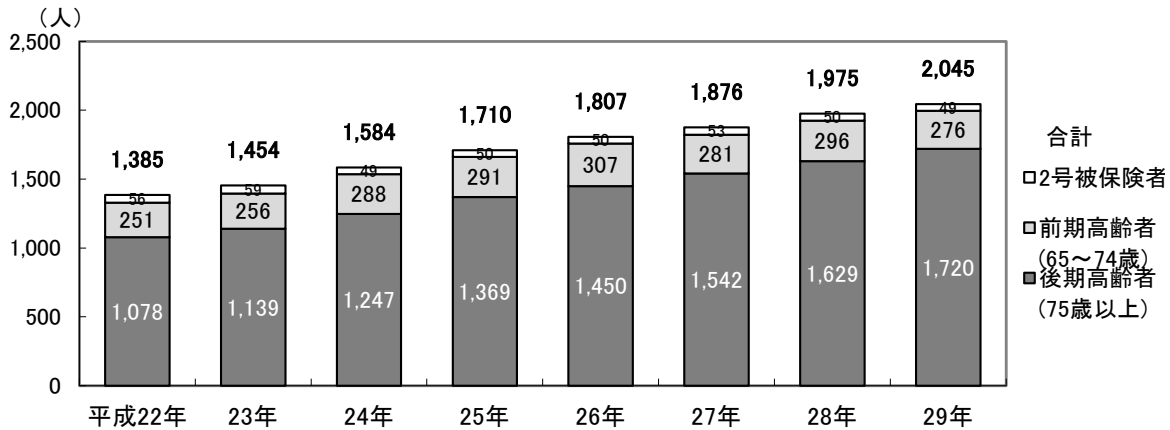
■夫婦のみ、単身世帯の増加



出典：(市) 住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

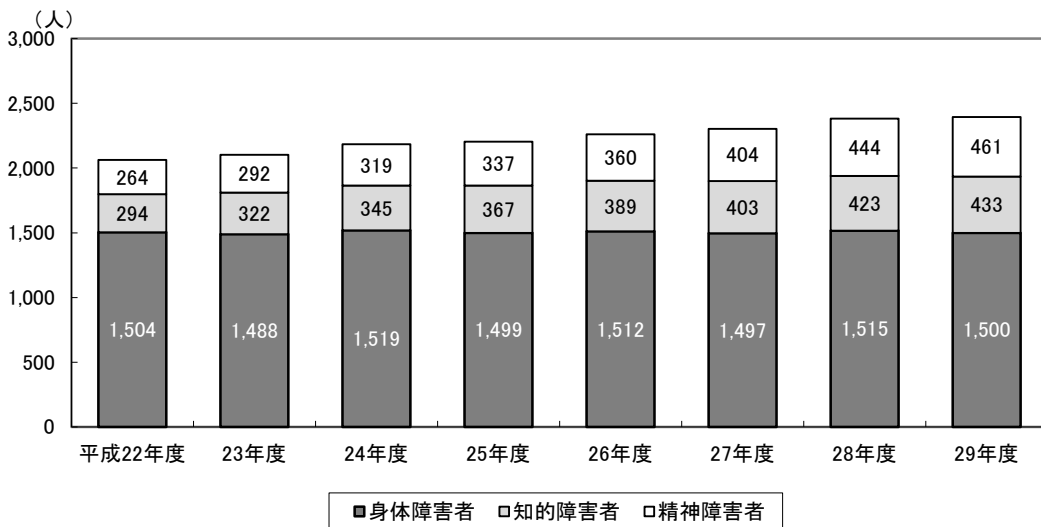
(国) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より算出

■要介護等認定者数の増加



出典：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

■障がい者手帳所持者の増加



出典：各年度羽村市事務報告書（各年3月31日現在）

（団体アンケート：相談について）

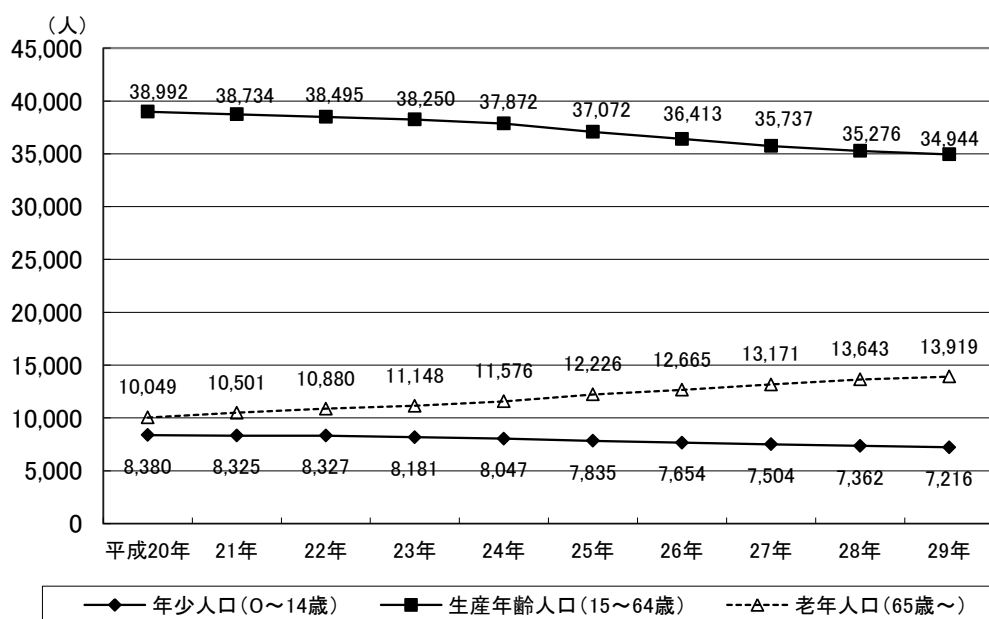
- ・高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の増加。（ふれあいキャリー）
- ・高齢者が安心して集える場所の増設が必要。各地区で小地域活動に力を入れることが望まれる。（ボランティア協議会）
- ・保育を利用している保護者も様々な問題を抱えており、それに対応するため職員のスキルアップや関係団体との情報共有等が必要。また地域住民の理解も欠かせない。（保育園協議会）
- ・地域の中で生活していく上で相談できる人がいることが大切だと思います。（手をつなぐ親の会）
- ・高齢者の一人住みの増加により見守りの強化が必要。（民生児童委員）
- ・障害のある子どもを持った高齢の親が病気で入院となったらと不安がある。（手をつなぐ親の会）

課題2 地域活動への参加・協働と担い手づくりへの取り組み

- 地域福祉を推進していくためには、個々で活動していくことも大切ですが、地域共生社会に向けて、地域や人とのつながりを通じて、地域活動へ参加・協働していくことも求められています。
- 地域活動への参加条件として、若年層は時間や経済的ゆとり、前期高齢者（65～74歳）は内容、後期高齢者（75歳以上）は距離を多くあげており、参加促進に向けてはさまざまな工夫や配慮が求められています。
- 生産年齢人口は減少傾向が続く中、担い手づくりに向けて、福祉人材の確保・育成・定着が求められています。
- 地域住民のコミュニティへの参加が求められています。

⇒課題の解決に向けては、「地域活動」「参加・協働」「担い手づくり」への取り組みが必要です。

■生産年齢人口が減少を続ける



出典：羽村市人口統計表（外国人含む、各年度4月1日現在）

■地域活動への参加条件は、時間や収入のゆとり、ともに活動する仲間や友人、活動内容（誰でも簡単にできる）、時間（わずかな時間(2～3時間)でできる)の順

	調査数(件)	時間や収入にゆとりがあること	ともに活動する仲間や友人がいること	誰でも簡単にできること	わずかな時間(2～3時間)でできること	家の近くでできること	趣味や特技が活かせること	ボランティア講座など知識や技術を学べる機会があること	活動に必要なお金の支援があること	その他	無回答	
全体	267	44.6	36.7	32.2	31.8	24.3	13.5	11.6	10.5	1.5	11.2	
年齢別	20～39歳	56	58.9	46.4	33.9	30.4	23.2	12.5	12.5	16.1	1.8	8.9
	40～54歳	68	61.8	35.3	30.9	50.0	25.0	13.2	11.8	-	10.3	
	55～64歳	45	44.4	35.6	37.8	31.1	26.7	11.1	8.9	11.1	2.2	13.3
	65～74歳	60	25.0	36.7	36.7	16.7	21.7	16.7	15.0	6.7	3.3	10.0
	75歳以上	31	22.6	25.8	16.1	25.8	32.3	16.1	9.7	6.5	-	9.7

出典：羽村市地域福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年3月）

（団体アンケート：各団体における課題）

- 町内会・自治会の会員数自体が減少しているため、各会における会長等の役員のなり手不足が生じている。（町内会連合会）
- 地域での理解がないため、なり手不足となり長期間の任期を務めてもらえない。（民生児童委員）
- 町内会などでリーダー経験者に依頼することが多く、その経験者が少ない。（高齢者クラブ）
- 会員が高齢化しており役員の交代が難しい。（手をつなぐ親の会）
- 活動団体の担い手（役員）の高齢化。担い手の育成が不十分なため後継者不足となり、活動の継続ができず活動停止団体が増加傾向にある。（小地域ネット）
- 核家族化により地域コミュニティへの参加を敬遠する傾向にある。（小地域ネット）
- 定年後に再就職される方が増えて人材確保が難しい。（ふれあいキャリアー）

課題3 地域での見守り・支え合いの強化

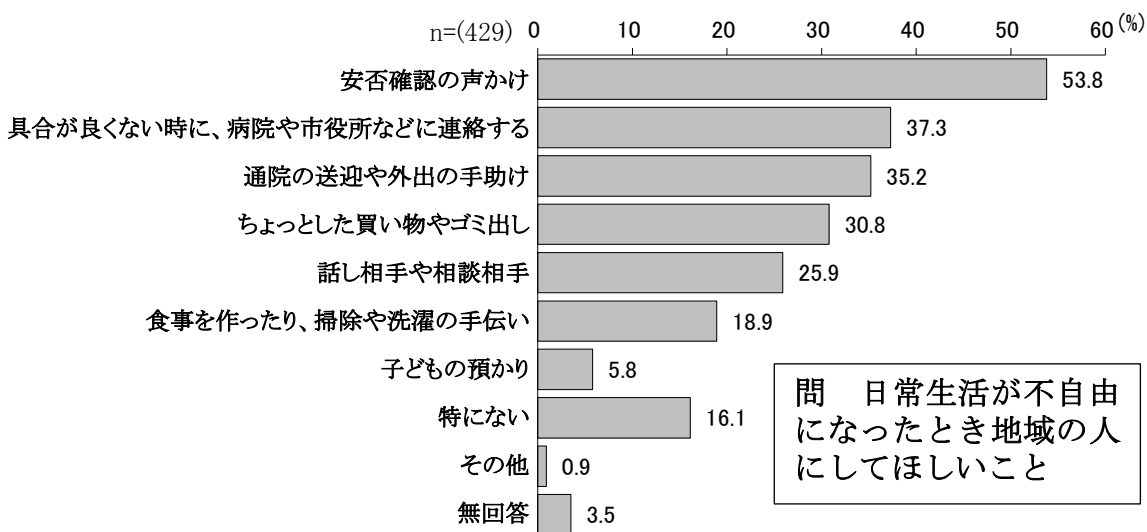
○羽村市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、長期にわたって住民主体とした、福祉ニーズ及び生活課題の解決に向けて、住民の主体的な活動への参加と組織化を進めてきました。

○大規模災害と防災への対応が求められています。その一方、見守り支援等で必要となる地域住民に関する情報の関係者間の共有がされづらくなっています。

○認知症の方、虐待相談等が増加していく中で、周囲の早期の気づきが重要になってきます。地域での見守りの強化が求められています。

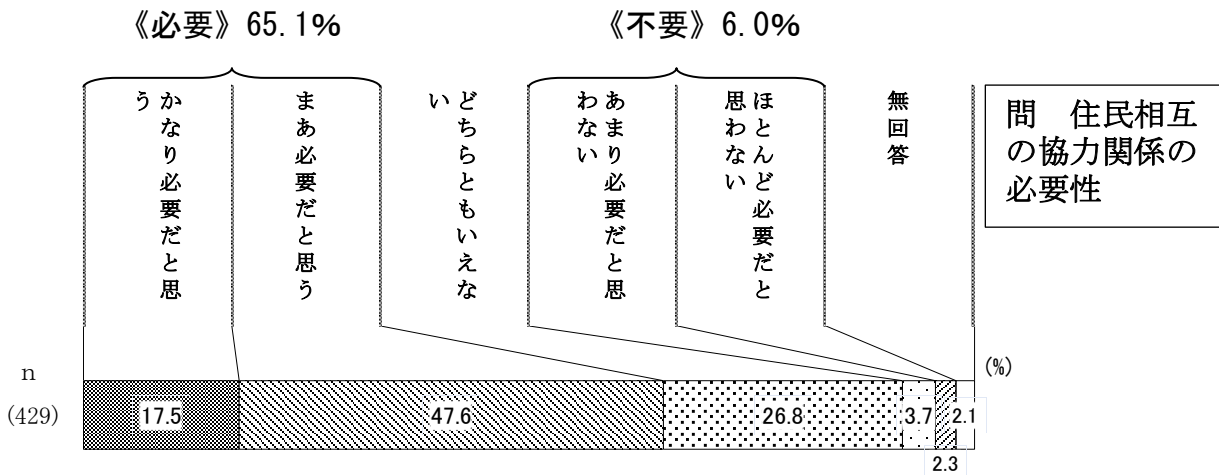
⇒課題の解決に向けては、「居場所・交流」「小地域ネットワーク」「平常時と緊急時の見守り体制」への取り組みが必要です。

■地域の人にしてほしいことの1位は「安否確認の声掛け」



出典：羽村市地域福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年3月）

■住民相互の協力関係の必要性は65%が「必要」



出典：羽村市地域福祉に関するアンケート調査報告書（平成30年3月）

（団体アンケート：地域の課題）

- ・会員世帯の高齢化、共助意識の希薄化。（町内会連合会）
- ・高齢者の一人住まいの増加により見守りの強化が必要。（民生児童委員）
- ・一人住まいの高齢者など個人的に体調を心配している方について、会長等が連絡先や自宅の鍵を預かって金庫で管理している例がある。（高齢者クラブ）
- ・身近なところ（地域内）の高齢者のたまり場が必要になっていると感じている。（ボランティア協議会）
- ・活動団体の担い手（役員）の高齢化。担い手の育成が不十分なため後継者不足となり、活動の継続ができず活動停止団体が増加傾向にある。（小地域ネット）
- ・多くの活動団体が交流目的のイベント型事業を行い、常日頃の地域住民全体を対象とした見守り活動に発展しない。（小地域ネット）
- ・古い地域では隣近所の声かけはあるようだが、それが地域全体へ発展していない。（小地域ネット）
- ・災害時の避難所における障害者、高齢者の受入れ。（民生児童委員）

課題4 その人らしい生き方を支えていくためのサポートのしくみ

- これまで羽村市社会福祉協議会では在宅福祉サービスを先駆的に取り組み、継続的・包括的なサービスを展開してきました。今後とも地域の多様なニーズへの対応が必要となります。
- 本人の意思や尊厳を尊重することを前提に、近隣や民生委員・児童委員などによる見守りや日常の地域活動、民間企業との連携などによる情報提供、専門職によるアウトリーチなどにより、必要な時に必要な支援が提供できるような環境づくりが求められています。
- 権利擁護*や成年後見制度*利用支援については、行政との連携のもと体制基盤を図ることが求められています。

⇒課題の解決に向けては、「在宅福祉サービスの充実」「権利擁護」への取り組みが必要です。

- 福祉サービス総合支援の相談事業（利用者サポート）、地域福祉権利擁護事業*の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理とも増加傾向

●福祉サービス総合支援事業の状況●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談事業(利用者サポート)	109件	88件	135件
福祉サービス利用援助	9件	13件	10件
弁護士による法律相談	4件	7件	5件

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

●地域福祉権利擁護事業の状況●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉サービス利用援助	4件	6件	8件	8件	12件	9件
日常的な金銭管理	3件	6件	8件	8件	11件	8件
書類等預かり	2件	4件	5件	6件	3件	3件

※ 福祉サービス利用援助の数値は、上記「福祉サービス総合支援事業の状況」における福祉サービス利用援助の数値と一部重複する。

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

(団体アンケート：世帯ごとの課題)

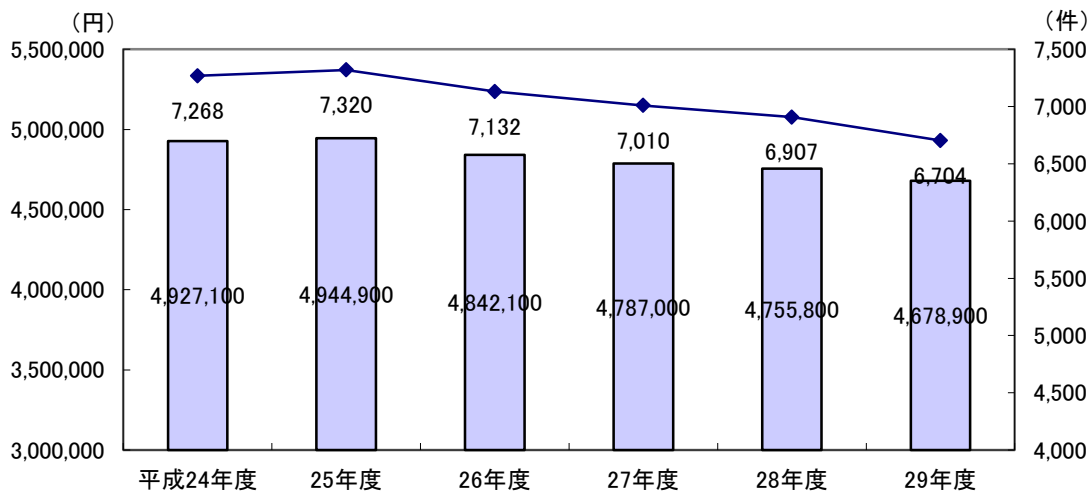
- 核家族化により地域コミュニティへの参加を敬遠する傾向にある。(小地域ネット)
- 家族が高齢者の行動を心配して会合に出さない世帯がある。昼間は孤独に過ごすこととなり、認知や寝こみを早めると思われるが、家族の了解なしで勧誘は難しい。(高齢者クラブ)
- 保育を利用している保護者も様々な問題を抱えており、それに対応するため職員のスキルアップや関係団体との情報共有等が必要。また地域住民の理解も欠かせない。(保育園協議会)
- 保育園を利用していない子育て家庭がどんな問題を抱えているかを把握し、何が必要か、できることは何かを考えていくことが必要であると考え。窓口の設置や情報収集が課題。(保育園協議会)
- 災害が起こり避難する場合、助けていただけるか心配。(手をつなぐ親の会)

課題5 関係機関等との連携と社協の経営 基盤の強化への取り組み

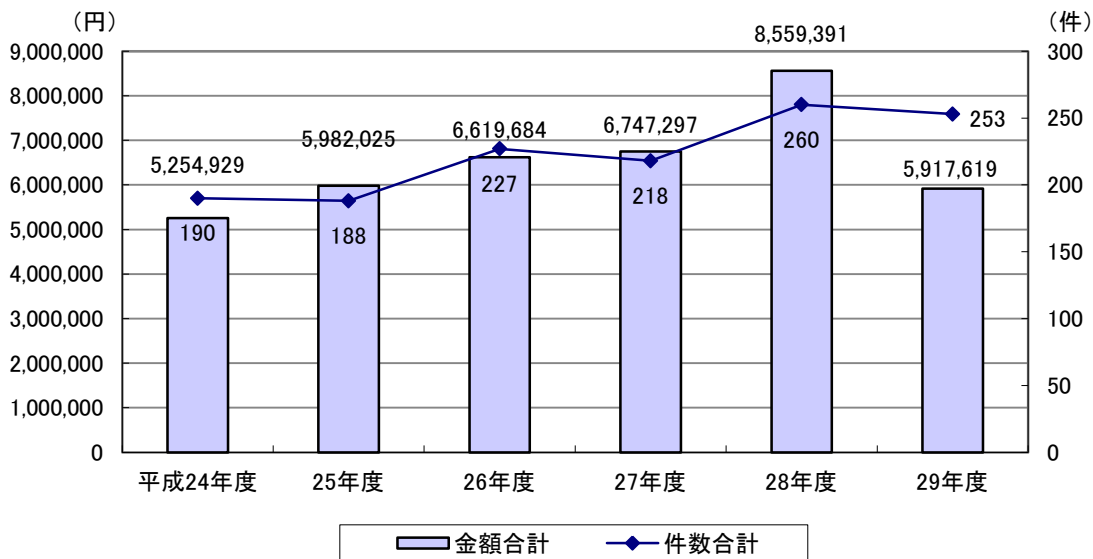
- 社会福祉法人による地域公益活動の積極的な展開が求められる中、羽村市社会福祉協議会として、社会福祉施設・法人との連携・協働のさらなる取り組みが求められています。
- 羽村市社会福祉協議会として、民生委員・児童委員をはじめとする地域組織、ボランティア、その他関係団体との連携及び活動の支援も重要になってきます。
- 事業活動が広がりを見せる中、各事業に適した財源の確保が必要になってきます。
- 公的財源のみならず、自主財源としての会費や寄付の募集が引き続き必要となります。

⇒課題の解決に向けては、「連携・協働」「財源の確保」への取り組みが必要です。

■羽村市社会福祉協議会の会員の人数、会費とも減少傾向



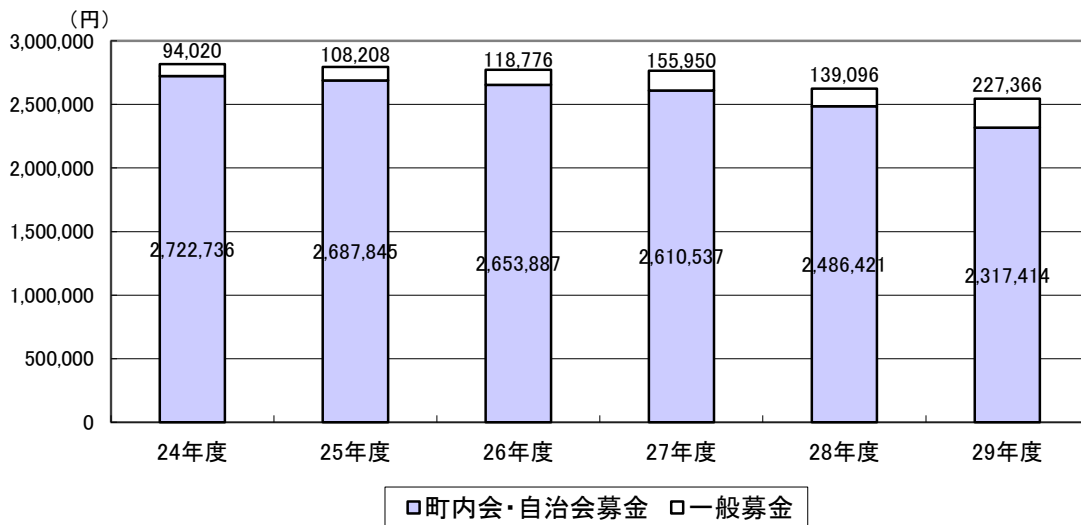
■寄付金は年度ごとに異なり一定化しない



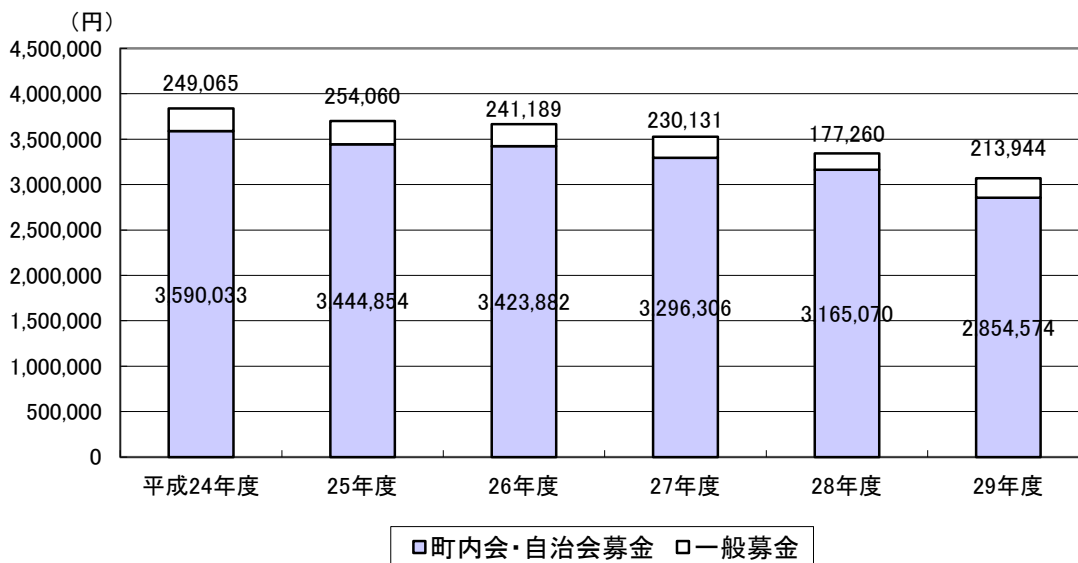
出典: 各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

■赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動募金は減少傾向

赤い羽根共同募金の状況



歳末たすけあい運動募金の状況



出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

(団体アンケート：羽村市社会福祉協議会に望むこと)

- 会員の加入促進への協力。(町内会連合会)
- 子どもの貧困に対する情報の共有とそれに対する新規事業(フードバンク、子ども食堂)の検討。(民生児童委員)
- 民生児童委員、障害者(児)団体等との意見交換が必要である。(保育園協議会)
- 社会福祉法人に対して地域公益活動の実施が責務となったので、社会福祉協議会の役割が期待される。(保育園協議会)
- 会員が高齢者なので会をサポートしていただきたい。(身障者福祉協会)

第2章 地域が抱える課題



第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

羽村市の第5次羽村市長期総合計画では、「自立と連携」を基本理念に「ひとが輝き みんなでつくる安心と活力のまち はむら」の実現を目指しています。福祉・健康分野の基本目標は「安心して暮らせる支えあいのまち」となっており、地域で支えあう福祉のまちづくりを進めています。

また羽村市地域福祉計画では、「すべての人がいきいきと暮らせる福祉のまちづくり」「共に支えあい、共に生きる「地域共生社会」の実現」「市民参加と協働による地域福祉の推進」を基本理念として、地域福祉を推進しています。

今回、国の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」に向けて、羽村市においてもこの共生社会を目指していることから、本活動計画の基本理念を見直し、「共に生きる」（「共生」）というキーワードを加えました。基本理念で表現する内容としては、国の方針に加えて、本市の関連計画とも整合を図り、「共に生き 安心して暮らせる 支えあいのまち はむら の実現」としました。

本活動計画においては、すべての市民が福祉コミュニティ*づくりに主体的に参加し、地域社会を構成する一員として相互に協力し、地域の福祉課題解決に取り組み、誰もが住み慣れた地域において、安心してその人らしく暮らすことのできる社会を実現していくことが求められています。

こうした地域福祉を市民が互いに連携・協力して進めるため、羽村市社会福祉協議会は、第五次羽村市地域福祉活動計画の基本理念を上記のとおり定め、市民の皆様や行政、関係機関と連携して推進します。

共に生き 安心して暮らせる
支えあいのまち はむら の実現

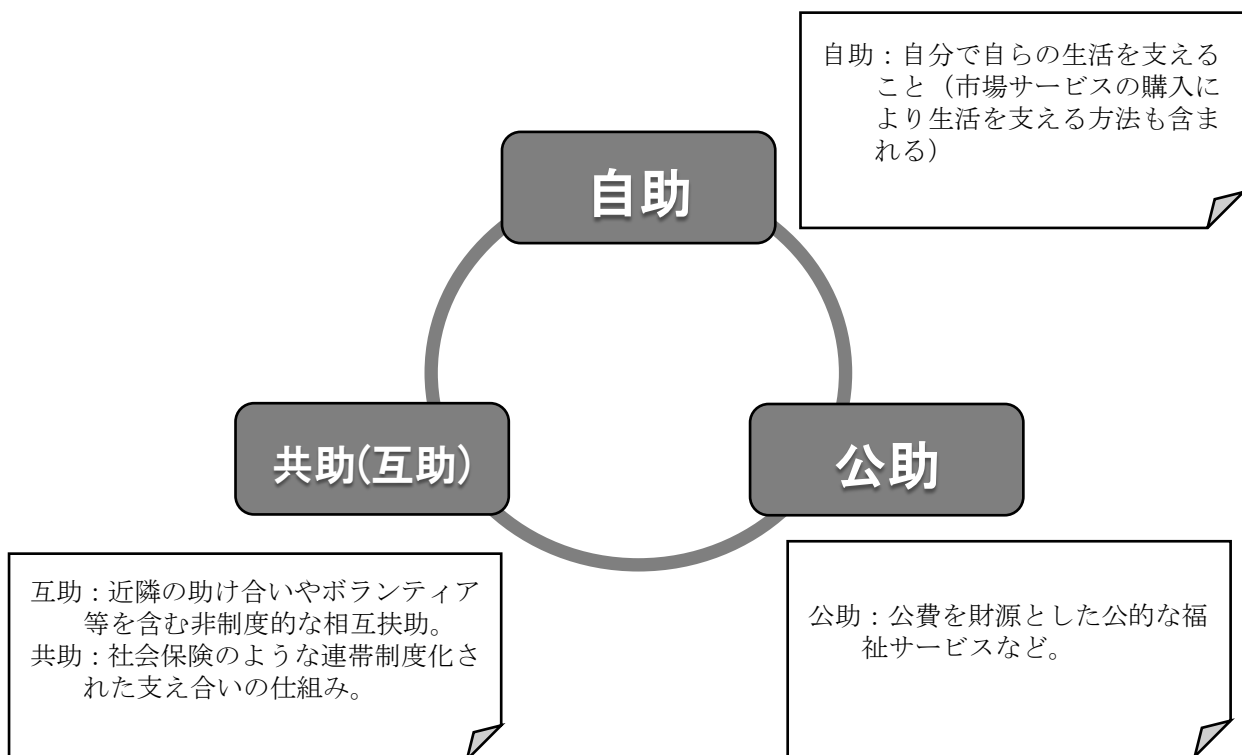
2 基本的な視点

地域福祉の推進のためには、その地域の「自助」「共助（互助）」「公助」のバランスを考えて、地域の実情に合わせ、うまく組み合わせていくことが大切です。少子高齢社会の中で、地域で困っている方を支える力として、高齢者の積極的な社会参加（自助）や地域の住民による支え合いの活動（互助）などの潜在力は計り知れないものがあります。それらの社会資源を見出し、つなげていく必要があります。

羽村市社会福祉協議会が進める地域福祉活動では、特に「互助」（地域の支え合い）に注目して、事業を展開していきます。

今後ともさらなる少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要です。

地域福祉共生社会の実現に向けては、それぞれが活動していく段階から、他者とのつながりの中で自立していくためのつながりの再構築が求められています。具体的に連携する仕組みと対話・協議をしていく過程が重要で、すべての住民が参加・協働する段階に入りました。

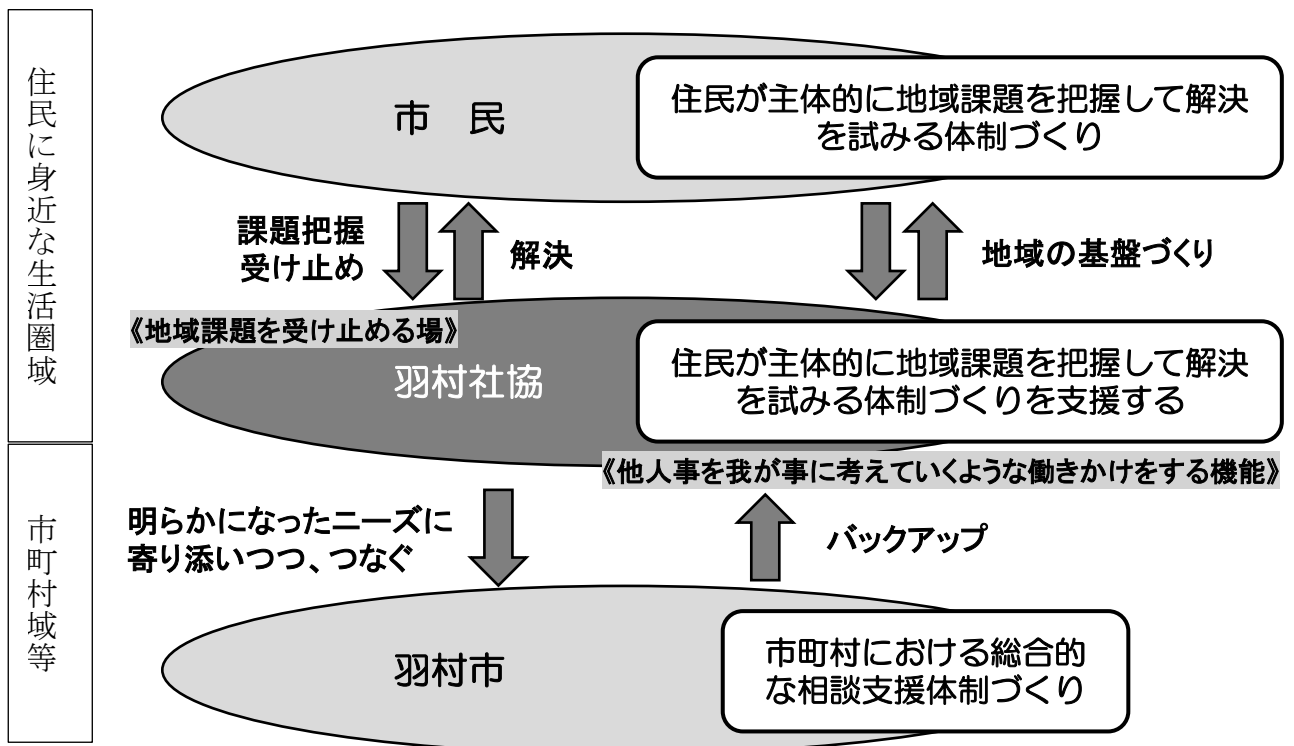


3 基本目標

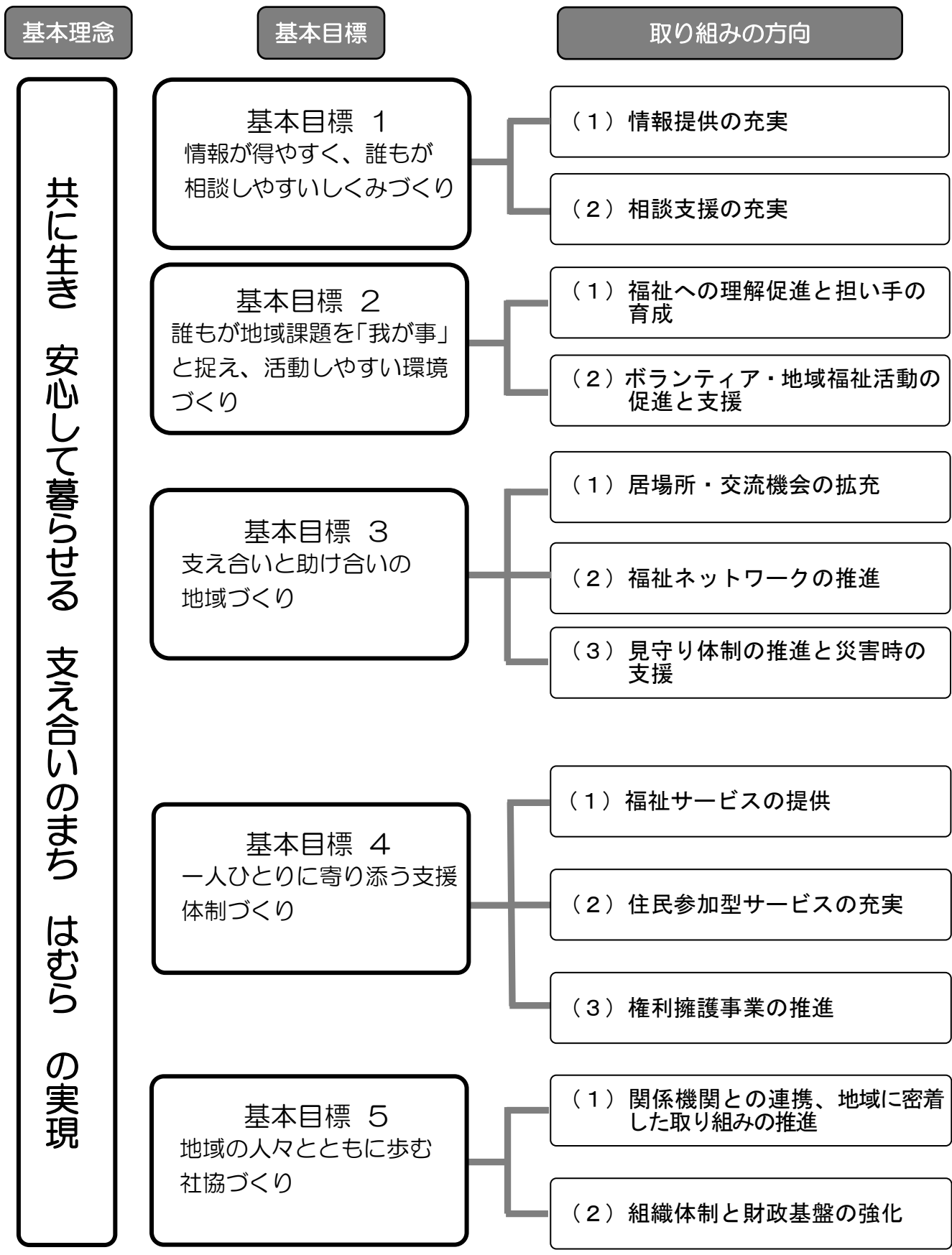
基本理念、基本的な視点を踏まえて、次の5つの基本目標を設定し、その実現をめざします。

- 【基本目標1】 情報が得やすく、誰もが相談しやすいしくみづくり
- 【基本目標2】 誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動しやすい環境づくり
- 【基本目標3】 支え合いと助け合いの地域づくり
- 【基本目標4】 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり
- 【基本目標5】 地域の人々とともに歩む社協づくり

【社会福祉協議会を中心に考えた支援体制のイメージ図】



4 施策の体系



事業名

【重点】重点的な取組

1 情報紙の発行 2 社協ガイドブック等の発行 3 インターネットによる情報発信【重点】
4 情報コーナーの運営 5 地域への情報発信【重点】 6 声の広報活動の支援

7 ふれあい相談事業の実施 8 地域活動支援センターI型事業あおばによる相談支援
9 ピアカウンセラーによる相談支援 10 福祉サービス総合支援事業による相談支援
11 地域福祉コーディネーターの検討

12 地域福祉推進のための講演会・講座等の実施 13 福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための
講演会・講座等の実施【重点】14 地域へ出向いての活動【重点】 15 ボランティア体験事業の実施
16 障害者施設ボランティア受け入れ事業の実施 17 実習生受け入れ事業の実施

18 福祉ボランティア団体への支援 19 福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供
20 当事者団体の自主活動支援 21 後援・協賛による地域福祉活動の支援

22 サロン活動の支援【重点】 23 障害者スポーツ・レクリエーションのつどいの開催

24 小地域ネットワーク活動の推進 25 民生委員活動等との連携
26 地域における社会福祉法人の連携

27 見守り活動の推進【重点】 28 災害時要援護者等への支援

29 福祉機器貸出し事業の運営 30 居宅介護支援事業の運営 31 訪問介護事業等の運営
32 生活福祉資金貸付事業等の運営 33 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営
34 緊急生活援護資金貸付事業の運営 35 受験生チャレンジ支援貸付事業の運営 36 障害者就労継続支
援B型事業いちょうの運営 37 障害者生活介護事業さくらの運営 38 地域活動支援センターI型事業
あおばの運営 39 障害児日中一時支援事業青い鳥の運営 40 特定相談支援事業あおばの運営 41 手話
通訳者派遣事業の運営

42 高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の運営 43 ふれあい食事サービス事業の運営
44 福祉有償運送事業（ふれあいキャリア）の運営 45 ファミリー・サポート・センター事業の運営

46 福祉サービス総合支援事業の運営 47 地域福祉権利擁護事業の運営
48 成年後見活用あんしん生活創造事業の運営【重点】

49 ふれあい福祉まつりの開催 50 行政・福祉等関係機関との連携 51 教育関係機関との連携【重点】
52 企業や民間団体との連携 53 町内会・自治会との連携 54 保健・医療関係機関との連携 55 地域自
立支援連絡会専門部会の運営 56 社協福祉大会の開催 57 敬老の日褒賞事業の実施

58 理事会・評議員会の運営 59 苦情解決に関する体制の運営 60 個人情報保護に関する体制の運営
61 職員の適正配置と人材育成 62 福祉センターの運営 63 会員の加入促進に向けた取り組み
64 寄付の促進に向けた取り組み 65 ふれあい募金の取り組み 66 羽村市民福祉チャリティーゴルフ大
会の開催 67 ふれあい福祉バザーの開催 68 収益金の確保に向けた取り組み 69 各種募金事業の実施

5 重点的な取り組み

基本目標1 情報が得やすく、誰もが相談しやすいしくみづくり

市民が主体的に地域の問題解決に取り組んでいけるよう、地域福祉に関する情報をいつでも気軽に得られ、生活の中から生まれる悩みなどを身近なところで気軽に相談できるしくみづくりやその充実を図っていくため、次の重点事業を推進します。

重点事業1 インターネットによる情報発信（充実）……事業番号3

より多くの地域福祉に関する情報を市民に提供するため、ホームページの掲載内容などを見直し、ホームページを充実します。また、SNS*の活用について検討します。

- ホームページの充実（掲載内容の充実）
- SNSの活用検討

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目 標	ホームページの掲載内容の充実	継続	継続	継続	継続	継続
	他市社協で実施しているSNSの検証	検討	継続	継続	継続	継続

重点事業2 地域への情報発信（充実）……事業番号5

羽村市産業祭やはむら夏まつりへの参加に加え、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体など、地域へ出向いた情報発信を充実します。

- 地域へ出向いた地域福祉情報の提供
- 社協ガイドブックなどを活用した社協事業PRの充実

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目 標	地域へ出向いた地域福祉情報の提供準備	実施	継続	継続	継続	継続
	社協事業PRの検討（ガイドブック見直し等）	充実	継続	継続	継続	継続

基本目標2 誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動しやすい環境づくり

ボランティア・地域福祉活動が活性化するように、福祉への理解促進や地域福祉の担い手づくり、その活動の情報発信・コーディネートなどを充実するため、次の重点事業を推進します。

重点事業3 福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の実施（充実）
……事業番号13

ボランティア団体などと連携し、福祉ボランティアや地域福祉活動への理解を深め、その活動を始めるきっかけとなる入門講座、地域課題の解決や地域福祉活動の活性化につながる講演会、講座などを充実します。

- 福祉ボランティア・地域福祉活動入門講座などの充実
- 地域福祉活動活性化のための講演会、講座などの充実

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目 標	入門講座等の見直し・充実検討	入門講座等の実施（2講座以上）	継続	継続	継続	継続
	活動活性化のための講演会・講座等の検討	充実	継続	継続	継続	継続

重点事業4 地域へ出向いての活動（充実）……事業番号14

地域住民、団体、学校などが行う車椅子・アイマスク・高齢者擬似体験などの講座の開催をボランティア団体の協力を得て支援します。また、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などへ職員が出向いた座談会などの開催を検討し、地域課題についての情報交換や支援などを行う活動を充実します。

- 市民、団体、学校などが行う地域福祉講座などの開催支援
- 地域に出向いた座談会などの開催

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目 標	地域福祉講座等開催支援（年間2回以上）	継続	継続	継続	継続	継続
	地域に出向いた座談会などの検討	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て世代などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、交流機会の拡充や見守り活動の推進、災害時の支援など、支え合いと助け合いの地域づくりを推進するため、次の重点事業を推進します。

重点事業5 サロン活動の支援（充実）……事業番号 22

小地域ネットワーク活動によるサロン活動*が地域に広まるよう、地域ごとのサロン活動の立ち上げや呼び掛けなどの啓発活動を行います。また、運営団体に対し活動場所の提供や紹介などの支援を行います。

- サロン活動の啓発
- サロン活動実施団体への支援

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目 標	啓発活動の内容 内容検討	実施	継続	継続	継続	継続
	サロン活動実 施団体への支 援（2団体程 度）	継続	継続	継続	継続	継続

重点事業6 見守り活動の推進（充実）……事業番号 27

地域のひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭など、支援を必要としている人への見守りや安否確認を行う小地域ネットワーク活動を一層推進します。

- 見守り活動の啓発
- 見守り活動実施団体への支援

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目 標	啓発活動の内容 内容検討	実施	継続	継続	継続	継続
	見守り活動実 施団体への支 援（2団体程 度）	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者などが必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次の重点事業を推進します。

<p>重点事業7 成年後見活用あんしん生活創造事業の運営（充実）……事業番号 48 成年後見制度利用支援機関として、市と連携を図りながら、後見人のサポート、地域ネットワークの活用などの事業について推進していきます。 ■ 成年後見制度利用支援機関の運営 ■ 成年後見制度の広報</p>						
目 標	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	成年後見制度 利用支援機関 の運営・充実	継続	継続	継続	継続	継続

基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり

組織体制や財政基盤の強化などに向けて、社会福祉協議会の活動周知や関係機関との連携、地域に密着した取り組みの推進などを充実するため、次の重点事業を推進します。

<p>重点事業8 教育関係機関との連携（充実）……事業番号 51 市内小・中学校などとの連携を強化し、日頃からの交流や教員研修などとの連携や支援を通じて、社会福祉協議会の機能を活かした福祉の心を育む活動を充実していきます。 ■ 社会福祉協議会の機能を活かした交流・連携活動の充実</p>						
目 標	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	交流・連携活 動の実施(年2 件以上)	継続	継続	継続	継続	継続



第4章 活動の展開

基本目標 1 情報が得やすく、誰もが相談しやすいしくみづくり

【これまでの実績を踏まえて】

福祉の情報の分かりやすさという観点から情報提供を重点に取り組んできました。その中でも情報紙の発行（充実）、ホームページの運営（充実）、地域への情報発信（充実）、小地域ネットワーク活動ガイドブックの発行について重点的に取り組んできました。

【課題を踏まえて】

地域の相談拠点として、割合は少ないですが、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域の民生児童委員といった、地域に根差したところからの情報の入手が経年比較として2倍以上と伸びています。生活課題のある個人や世帯に対して、さまざまなつながりができ、それが増えてくることから、これらを束ねたり、有機的に連携したりといった支援という視点も必要になります。

【これからのこと】

今後は福祉サービスの提供や福祉活動が市民に身近なものとなるよう、福祉に関する有益な情報や市民が必要としている情報を収集・整理し、発信するしくみを充実させていきます。また、支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談を受けられるように、相談できる機関や対応できる相談内容などについての情報を発信していきます。さらに複雑・多様化するニーズや福祉課題に対応できるよう、各相談窓口の充実と、関係機関との連携強化に取り組むとともに、相談に関わる職員の資質向上を図ります。

【取り組みの方向】

- 1－（1）情報提供の充実
- 1－（2）相談支援の充実

取り組みの方向1-(1)	情報提供の充実
---------------------	----------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙などを定期的に読んだり、市や社会福祉協議会のホームページなどを見たりして、積極的に福祉に関する情報を得るようにしましょう。 ・ 自分の住んでいる地域でどこに相談窓口があるのかを確認し、不安や悩みがあれば、電話したり、直接訪ねていってみましょう。 ・ 近所や知り合いなどで困っている人を見かけたら、地域の相談窓口を教えてください。 ・ 福祉に関する講座やイベントを通じて、知識を広め、参加者同士の交流に積極的になりましょう。 ・ 社会福祉協議会や市の情報媒体を利用して、自分達の団体等の活動内容を発信しましょう。 ・ 団体のメンバー同士や違う活動をしている団体とも、人のつながりを持ち、活動情報を交換しましょう。
	発信・提供・支援 ↑↓ 周知・相談・つながり	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の場所、役割や実施している事業等、社会福祉協議会のすべてを市民へ広く周知していきます。 ・ 福祉の情報について、誰にでも分かるような表現を考え、情報発信していきます。 ・ 福祉活動を行っている団体や組織の活動情報の発信を支援します。 ・ 福祉に関する講座やイベント会場など、多くの市民が訪れる場所での情報発信に心がけていきます。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
1 情報紙の発行	市民に有益な情報の提供を充実していくため、社協だよりを定期的に発行し、読みやすく親しみやすい紙面づくりを進めます。また、小地域ネットワーク活動の情報を社協だよりに掲載し、その普及に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
2 社協ガイドブック等の発行	年間事業をまとめた社協ガイドブックを発行するとともに、各事業やイベントなどのパンフレットを作成して社会福祉協議会の事業の周知に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
3 インターネットによる情報発信 【重点事業1】	必要な情報が必要とする市民に届けられる環境づくりを進めるため、ホームページを充実し、インターネットの即時性を活かした最新情報の提供を行います。また、SNSの活用について検討していきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
4 情報コーナーの運営	社会福祉協議会や地域福祉に関する資料、福祉ボランティア・地域福祉活動などの必要な情報が得られるよう、福祉センターに設置した情報コーナーから情報発信をします。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
5 地域への情報発信 【重点事業2】	羽村市産業祭やはむら夏まつりへの参加、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などに職員が出向いた活動を通じて、福祉の情報発信や社協事業のPRを行っていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
6 声の広報活動の支援	視覚に障害のある方に社協だよりの内容を届けるボランティア活動を支援します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

取り組みの方向1－(2)	相談支援の充実
---------------------	----------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で気軽に相談できる窓口や話せる相談員を見つけましょう。 ・ 地域にある相談拠点の情報について、積極的に収集していきましょう。 ・ 困ったときの連絡先や相談窓口など、役立つ情報を知り合いや友人等と共有していきましょう。 ・ 近所で活動する民生委員・児童委員や友愛訪問員*を見つけ、積極的に話してみましょう。
	窓口の周知、相談体制 ↑↓ 情報収集、気軽な相談	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活から生まれる、ちょっとした悩みや心配事の相談を受けとめます。 ・ 行政とのパートナーシップ、分野別の相談機関や関係団体等との連携を強化していきます。 ・ 相談窓口に関する情報を住民に発信するなど、相談窓口の認知度を向上させ、相談しやすい環境づくりを進めます。 ・ 相談に関わる人材の資質向上を支援します。 ・ 社会福祉協議会役職員の資質向上に向けて、計画的な研修やスキルアップの機会等を確保します。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
7 ふれあい相談事業の実施	生活の中から生まれる悩みや諸問題の解決につながるよう相談窓口を運営します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
8 地域活動支援センター* I型事業 あおばによる相談支援（市受託事業）	地域において相談支援等を必要とする障害者を対象に、地域での自立した生活やその家族を支援します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
9 ピアカウンセラー*による相談支援	障害者やその理解者が相談員となり、障害者への情報提供や悩み事への相談支援を行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
10 福祉サービス総合支援事業による相談支援（市受託事業）	利用者サポート、福祉サービス利用援助、苦情対応専門相談などの事業により、福祉サービスを必要とする方の支援を総合的に行います。なお、権利擁護などの専門的な内容については、弁護士による法律相談を行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
11 地域福祉コーディネーターの検討	国の推進する地域福祉コーディネーター*について、他市の状況や羽村市における効果等を検証し、将来的に導入が必要かの検討を行います。	<u>1. 新規</u> 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

基本目標2 誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動しやすい環境づくり

【これまでの実績を踏まえて】

地域活動を始めのきっかけづくりという観点から、地域福祉に関心を持ってもらえるような講演会や講習会、講座の開催を重点的に進めてきました。また、活動とその受け入れ先のマッチング機能が重要なことから、ボランティアや地域福祉活動をコーディネートする相談支援機能を強化してきました。実際に活動している団体等の情報を広く市民に知ってもらえるよう、地域のボランティア活動情報を発信してきました。

【課題を踏まえて】

地域や人とのつながりを通じて、地域住民が地域課題に対して何らかの形で関わっていく段階にあります。また、活動団体等が活動しやすい環境に向けて、分野ごとの活動条件等を調整していく必要があります。さらに活動を継続していくためにも、福祉人材の確保・育成・定着が求められています。

【これからのこと】

地域を支える活動を理解している住民の存在と、活動を継続していける環境が大切です。そのため、地域課題を自分たちの課題と思えるような福祉教育*、活動場所の確保や活動に係る支援の情報など、活動に関する各種情報、活動を進めていける活動リーダーの育成に努めていきます。

【取り組みの方向】

- 2－（１）福祉への理解促進と担い手の育成
- 2－（２）ボランティア・地域福祉活動の促進と支援

取り組みの方向2-(1)	福祉への理解促進と担い手の育成
---------------------	------------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でできる社会貢献について考えていきましょう。 ・地域の生活課題に目を向け、自分ができることを見つけましょう。 ・広報やホームページなどの情報に目を通し、福祉に関する講演会や講習会、講座などに参加しましょう。 ・団体等で開催する講座や研修会、学習会に参加してみましよう。 ・身近な福祉施設等のイベントや行事があれば、積極的に参加してみましよう。
	理解促進、担い手の養成 ↑↓ 学習、参加	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関心を持ってもらえるような講演会や講習会、講座を開催します。 ・団体等が行う福祉教育、講演会、講座、福祉体験学習等の開催を支援します。 ・社協だより等で地域の福祉課題について発信します。 ・職員が地域に出向いて講座等の開催支援や社会福祉協議会の事業周知、地域での交流などにより支援します。 ・地域活動の中心となるキーパーソンの発掘、育成、支援に努めます。 ・社会福祉士などの資格取得や福祉職場での就業を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の養成を支援します。

第4章 活動の展開

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
12 地域福祉推進のための講演会・講座等の実施	社協福祉大会や小地域ネットワーク活動団体連絡協議会などの開催に合わせ、地域福祉の推進につながる講演会を実施します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
13 福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の実施 【重点事業3】	ボランティア団体などと連携し、ボランティアや地域福祉活動への理解を深め、その活動を始めるきっかけとなる入門講座や福祉活動の活性化・人材育成につながる講演会、講座などを充実して実施します。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し
14 地域へ出向いての活動 【重点事業4】	地域住民、団体、学校などが行う車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験などの講座の開催をボランティア団体の協力を得て支援します。また、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などへ職員が出向いた座談会などを開催し、地域課題についての情報交換や支援などを行う活動を充実します。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し
15 ボランティア体験事業の実施	福祉の心を育み、継続的なボランティア活動につながるよう、夏休み期間を利用して、市内の保育園や障害者・高齢者福祉施設などの協力を得て、小学生から社会人までを対象とした夏！体験ボランティア事業などを実施します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
16 障害者施設ボランティア受け入れ事業の実施	社会福祉協議会が運営する障害福祉サービス事業での創作活動や外出介助のボランティアを受け入れます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
17 実習生受け入れ事業の実施	社会福祉士などの資格取得や将来福祉職場での就業を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の養成を支援します。また、実習生受け入れ体制強化のため、実習指導員の育成を行います。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し

取り組みの方向2-(2)	ボランティア・地域福祉活動の促進と支援
---------------------	----------------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・興味のあるボランティア活動や地域福祉活動に参加してみましょう。 ・活動に慣れてきたら、企画や運営する側にまわってみましょう。 ・イベントや行事などを通じて、活動者同士の交流を図りましょう。 ・活動が盛り上がっているところなど、外にアンテナを向け、活動の情報収集をしていきましょう。 ・自分たちのボランティア活動や地域福祉活動の情報を積極的に発信し、一緒に活動する仲間を増やしましょう。
	活動支援 ↑↓ 活動参加	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや地域福祉活動をコーディネートする相談支援機能を強化します。 ・福祉施設・団体や個人でボランティアを受け入れるしくみづくりを支援します。 ・地域のボランティア活動情報を発信します。 ・ボランティアや地域福祉活動団体と協働できるよう、ボランティア連絡協議会や登録ボランティアとの連携を強化します。 ・市や周辺地域で開催される地域福祉事業を後援などにより支援します。 ・障害者やその家族でつくる当事者団体の自主活動を支援します。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
18 福祉ボランティア団体への支援	活動費の一部助成や活動場所の提供、資機材の貸出し、団体情報の社協だよりへの掲載などにより登録福祉ボランティア団体やボランティア連絡協議会の活動を支援します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
19 福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供	一層の活動活性化のため、ホームページによるボランティア情報の提供に努めます。また、福祉ボランティアや地域福祉活動団体と福祉施設などの受入れ側とのコーディネートを行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
20 当事者団体の自主活動支援	障害者やその家族でつくる登録福祉当事者団体に対し、自主活動費の一部助成や活動場所の提供、資機材の貸出し、団体情報の社協だよりの掲載などによる支援を行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
21 後援・協賛による地域福祉活動の支援	市内及び周辺地域で開催される地域福祉事業について、後援や協賛により支援し、地域福祉を推進します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

基本目標3

支え合いと助け合いの地域づくり

【これまでの実績を踏まえて】

地域支え合いネットワーク事業で、小地域ネットワーク活動やふれあい相談事業を進め、あらゆる生活課題への対応や地域のつながりの再構築を目指してきました。また、地域での見守り体制の充実に向け支援を強化してきました。さらに、災害時に備え、羽村市と協力して地域で支援を必要としている人の見守りや安否確認を推進してきました。

【課題を踏まえて】

要介護認定者、障がいのある方等、日常的な見守りを必要とする方が増えていきます。大規模災害や防災への対応など、分野を超えた助け合いのしくみづくりには、状況共有の課題があります。見守り支援の仕組みづくりに向けて、周囲の早期の気づきと相談先につなげることが必要です。

【これからのこと】

気軽に集まれる地域の居場所や交流の機会を広げていきます。また社会福祉協議会で実施している地域支え合いネットワーク事業を通じて、見守りや声掛けによって支え合う、小地域ネットワーク活動を進めていきます。

【取り組みの方向】

- 3－（１）居場所・交流機会の拡充
- 3－（２）福祉ネットワークの推進
- 3－（３）見守り体制の推進と災害時の支援

取り組みの方向3-(1)	居場所・交流機会の拡充
---------------------	--------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の知り合いなど、顔のわかる関係づくりに心がけましょう。 ・町内会・自治会へ加入しましょう。 ・仲間同士で気軽に行ける行きつけの場をつくりましょう。 ・交流する機会があれば、積極的に参加・協力しましょう。 ・自分と違う世代とおしゃべりしたりして、交流機会を持ちましょう。 ・ちょっと顔を見かけなくなったら、声をかけてみましょう。 ・住民主体のサロン活動などに仲間同士で参加してみましょう。
	情報提供、活動支援 ↑↓ 参加・交流	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で交流できるきっかけづくりとなる情報を提供します。 ・地域の支え合い活動を支援します。 ・地域の支え合い活動の連携体制を充実します。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
22 サロン活動の支援 【重点事業5】	小地域ネットワーク活動によるサロン活動が地域に広まるよう、地域ごとのサロン活動の立ち上げや呼び掛けなどの啓発活動を行います。また、運営団体に対し活動場所の提供や紹介などの支援を行います。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し
23 障害者スポーツ・レクリエーションのつどいの開催 (市共催事業)	障害者とその家族の心のリフレッシュを図るとともに、ボランティアや関係者との交流、障害福祉に対する理解促進を図るため、市との共催により障害者スポーツ・レクリエーションのつどいを開催します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

取り組みの方向3－(2)	福祉ネットワークの推進
---------------------	--------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題に関心を持ちましょう。 ・地域の福祉課題について、地域の人々や団体と情報を共有し、ともに解決に向け活動しましょう。 ・地域の中で支援を必要とする人を見守っていきましょう。 ・小地域ネットワーク活動に参加しましょう。
	ネットワークづくり ↑↓ 見守り・支え合い	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉コミュニティが大切なことを周知します。 ・小地域ネットワーク活動団体を支援します。 ・地域の福祉課題について、様々な団体と連携できるしくみづくりに努めます。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
24 小地域ネットワーク活動の推進	市民が自ら福祉課題を発見し解決できるよう、小地域ネットワーク活動の充実・活性化を図ります。また、研修会の開催や情報交換、連絡調整、小地域ネットワーク活動の社協だより掲載などにより小地域ネットワーク活動を支援します。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し
25 民生委員活動等との連携	地域のふれあいや見守り機能の充実を図るため、民生委員・児童委員や友愛訪問員が小地域ネットワーク活動団体と連携できるように働きかけていきます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
26 地域における社会福祉法人の連携	市内の社会福祉法人で構成する「羽村市社会福祉法人連絡会」により、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進に努めます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

取り組みの方向3-(3)	見守り体制の推進と災害時の支援
---------------------	------------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の人と声をかけあいましょう。 ・日頃から地域との関わりをもち災害時の対応について関心を持ちましょう。 ・自分たちの地域の防災訓練などに積極的に参加し、非常時の対応について考えていきましょう。 ・災害が起きた時に、身近で困っている人に声をかけましょう。
	見守り体制 ↑↓ 声掛け・手助け	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り体制の充実に向け支援を強化します。 ・災害時には市からの応援要請に基づき災害ボランティアセンターや福祉避難所*の運営に協力します。 ・災害時に備え、市と協力して地域で支援を必要としている人の見守りや安否確認を推進します。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
27 見守り活動の推進 【重点事業6】	地域のひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭など、支援を必要としている人への見守りや安否確認を行う小地域ネットワーク活動を一層推進します。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し
28 災害時要援護者*等への支援	市と締結した災害に関する支援協定に基づいて、ボランティア連絡協議会、東京都社会福祉協議会と連携し、市の災害ボランティアセンター*の運営に協力します。また、福祉センターの防災体制や市が設置する福祉避難所*の運営支援などのマニュアルづくりを関係機関と連携して進めます。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し

基本目標4

一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

【これまでの実績を踏まえて】

判断能力が不十分な障害者や高齢者などに、福祉サービスの利用に関する相談や各種福祉サービスによる支援を行ってきました。また、東京都が進める成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けて市と協議し、成年後見制度利用支援機関の運営を開始しました。

【課題を踏まえて】

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の多様なニーズへの対応、必要な時に必要な支援が提供できるような環境づくりが必要です。社会福祉協議会で実施している多様な在宅福祉サービス事業や社協ケアサービスなど独自展開も多く、安定的な事業運営が求められます。

【これからのこと】

今後とも各種福祉ニーズに対して、効果的な福祉サービスを提供していけるよう、公的な福祉サービスの提供主体として、効果的・効率的なサービス提供に努めていきます。また、福祉サービスの担い手として市民が参加できるよう、住民参加型サービス*の充実を図ります。さらに認知症高齢者の増加も見込まれるため、判断能力が不十分な方への権利擁護事業の周知と利用支援を進めていきます。

【取り組みの方向】

- 4－（１）福祉サービスの提供
- 4－（２）住民参加型サービスの充実
- 4－（３）権利擁護事業の推進

取り組みの方向4-(1)	福祉サービスの提供
---------------------	------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で提供している福祉サービスの内容や利用の条件などの情報を集めましょう。 ・社会福祉協議会で提供している福祉サービスの情報について、家族や仲間と共有していきましょう。 ・住民参加型サービスなどは積極的に参加してみましょう。
	ニーズ把握、サービス提供 ↑↓ 周知、伝達、利用	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスが適切に提供されるように、必要に応じてサービスのマネジメントを行っていきます。 ・各種の福祉ニーズに対し、効果的な福祉サービスの提供を図ります。 ・公的な福祉サービスの担い手として、効率的で質の高い事業を進めていきます。 ・一時的に必要となった要介護高齢者や障害者などへ福祉機器を貸し出します。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
29 福祉機器貸出し事業の運営	一時的に必要となった在宅で生活する高齢者、障害者などの社会福祉協議会会員に対し、福祉機器の貸出しを行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
30 居宅介護支援事業の運営	介護保険における要介護者の生活環境や心身の状態に適した居宅介護サービス計画を介護支援専門員が自宅に訪問し作成するとともに、サービス開始後のモニタリングを行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
31 訪問介護事業等の運営	介護保険に基づく身体介護や生活援助などの訪問介護サービスを運営します。また、障害福祉サービス事業として、ヘルパーなどを派遣し、障害者への居宅介護サービスや同行援護、移動支援のサービスを提供します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
32 生活福祉資金貸付事業等の運営(東京都社会福祉協議会受託事業)	東京都社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業や緊急小口資金、総合支援資金などの貸付相談・申請受付などの事務を行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

第4章 活動の展開

<p>33 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営（東京都社会福祉協議会受託事業）</p>	<p>ひとり親家庭の親に対し、就職に有利な資格取得により世帯の自立の促進を図るため、養成機関への入学時と修了時に必要な資金を貸付ける、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の相談・申請受付などを行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>34 緊急生活援助資金貸付事業の運営</p>	<p>低所得世帯で緊急な出費を要する場合に、一時的な生活費の貸付けを行い、民生委員・児童委員の協力を得て経済的自立に向けた指導援助を行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>35 受験生チャレンジ支援貸付事業の運営（市受託事業）</p>	<p>高校や大学の受験に要する学習塾の費用や受験料を一定所得以下の世帯に貸付ける受験生チャレンジ支援貸付事業の相談・申請受付などの事務を行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>36 障害者就労継続支援B型事業 いちょうの運営（市受託事業）</p>	<p>一般就労が困難な障害者に対し福祉的就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じ、社会生活及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>37 障害者生活介護事業 さくらの運営（市受託事業）</p>	<p>常時介護を要する障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄などの介護、創作的活動の機会の提供、その他の支援を行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>38 地域活動支援センターⅠ型事業 あおばの運営（市受託事業）</p>	<p>障害者の自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上を図るため、通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供することにより、自立と社会参加を支援します。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>39 障害児日中一時支援事業 青い鳥の運営（市受託事業）</p>	<p>障害児の日中における活動の場を確保するとともに、日常生活や集団活動への適応力向上を図る支援を行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>40 特定相談支援事業 あおばの運営</p>	<p>障害福祉サービスを利用する障害者が適切な支援を受けられるよう、本人の意思を尊重したサービス等利用計画を作成するとともに、サービス支給決定後のモニタリングを行います。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>
<p>41 手話通訳者派遣事業の運営（市受託事業）</p>	<p>聴覚及び言語障害者が、家庭や社会での生活に支援が必要な場合に手話通訳者を派遣します。</p>	<p>1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し</p>

取り組みの方向4－(2)	住民参加型サービスの充実
---------------------	---------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会などが実施する住民参加型サービス事業について理解を深めましょう。 ・ 住民参加型サービス事業に積極的に参加しましょう。
	情報提供・活動支援 ↑↓ 周知・参加	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの担い手として市民が参加できるように支え合い活動を推進していきます。 ・ 住民参加型サービスの効果的な運営を行い地域福祉の向上を図ります。 ・ 市民のボランティア団体と連携し、住民参加型サービスの充実に努めます。 ・ 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、地域での子育てを支援します。

【取組を支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
42 高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の運営	高齢者や障害者とその家族、ひとり親家庭の方々が安心して在宅生活を継続できるよう、食事の準備、洗濯、清掃などの支援を行うとともに、サービスを提供する協力会員の増員や研修などに取り組みます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
43 ふれあい食事サービス事業の運営	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、おいしくて楽しみにしていただけるような食事の提供や安否確認などをボランティア団体の協力により行い、在宅生活を支援します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
44 福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の運営	公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援し、自立と社会参加を促進していくとともに、運行協力員の増員や研修などに取り組みます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
45 ファミリー・サポート・センター事業*の運営(市受託事業)	子育ての支援を求める希望者と、支援する協力者との間を調整し、保育施設の送迎や一時預かりなどにより、地域における子育てを支援します。また、サービスを提供する協力会員の増員や研修などに取り組みます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

取り組みの方向4-(3)	権利擁護事業の推進
---------------------	------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩まず困ったことがあれば、社会福祉協議会や行政などに相談しましょう。 ・虐待が疑われたり、発見したら、行政や関係機関に連絡しましょう。 ・悪質商法による金銭や財産に関する電話には十分に注意し、消費者センターや警察などに相談しましょう。 ・身寄りのない高齢者や障害者などで、福祉サービスの利用や契約の仕方が分からない人がいたら、社会福祉協議会や行政の相談窓口を紹介しましょう。
	情報提供、利用促進 ↑↓ 周知、利用	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な市民などに、福祉サービスの利用に関する相談や支援を行います。 ・東京都が進める成年後見活用あんしん生活創造事業に取り組んでいきます。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
46 福祉サービス総合支援事業の運営(市受託事業)	福祉サービスにおける苦情対応、判断能力が不十分な方の権利擁護相談などを行い、安心して福祉サービスが利用できるよう総合的に支援します。また、弁護士による苦情などの専門相談も行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
47 地域福祉権利擁護事業の運営(東京都社会福祉協議会受託事業)	認知症や障害などにより、判断能力が不十分なことから福祉サービスの利用が難しい方のために、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度と調整を図りながら、福祉サービスの利用援助などの支援を行います。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
48 成年後見活用あんしん生活創造事業の運営(市受託事業) 【重点事業7】	成年後見制度利用支援機関として、市と連携を図りながら、後見人のサポート、地域ネットワークの活用などの事業について推進していきます。	1. 新規 <u>2. 充実</u> 3. 継続 4. 見直し

基本目標5

地域の人々とともに歩む社協づくり

【これまでの実績を踏まえて】

地域福祉の推進には市民協働が欠かせません。重点的な取組として、市民ニーズに沿った事業展開に努め、市民と社会福祉協議会とのつながりを強化してきました。また、地域の福祉課題を正確に把握し、行政や福祉関係機関などと連携し、市民とともに解決に取り組んできました。

【課題を踏まえて】

地域福祉の中核的な機能として、地域のさまざまな主体との調整を行い、関係団体や社会福祉法人、福祉施設等との連携・協働が求められています。また社協事業が広がりを見せる中で、各事業に適した財源確保に向けて、地域の実情に合わせた多様な民間財源の活用による自主財源の確保が今後の実施課題となっています。

【これからのこと】

市民協働に向けて、ふれあい福祉まつりの開催などを通じて、市民の福祉への理解と関心を深め、地域団体等との交流を高めていきます。

また、社会福祉協議会の事業活動等の展開にあたっては、活動計画の目標や事業展開について、社会福祉協議会役員等の共通理解を得ながら、業務の実践にあたります。

住民主体の地域福祉活動の推進に向けて、公費や民間財源を活用し、多様な財源の確保に努めていきます。

【取り組みの方向】

- 5－（１）関係機関との連携、地域に密着した取り組みの推進
- 5－（２）組織体制と財政基盤の強化

取り組みの方向5－(1)	関係機関との連携、地域に密着した取り組みの推進
---------------------	--------------------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まつりなどの社会福祉協議会が行うイベントに、友人などを誘って参加しましょう。 ・社会福祉協議会が行う様々な事業やイベントにボランティアとして参加しましょう。
	連携・協働 ↑↓ 連携・協働	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに沿った事業展開に努め、市民と社会福祉協議会とのつながりを強化していきます。 ・地域の福祉課題を正確に把握し、行政や福祉関係機関などと連携し、市民とともに解決に取り組みます。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
49 ふれあい福祉まつりの開催	市民が支え合う地域社会の実現を目指して、福祉関係団体の活動紹介や市民・福祉関係団体との交流など様々な企画を通じて、福祉への理解と関心を深めていただけるよう、魅力のある事業を展開します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
50 行政・福祉等関係機関との連携	市などの行政との緊密な関係を構築するとともに、近隣の市町村社会福祉協議会などとの情報共有に努め、地域包括支援センターが行う地域ケア会議との連携や災害時要援護者・生活困窮者への支援など、福祉課題の解決に向けて連携を深めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
51 教育関係機関との連携【重点事業8】	市内小・中学校などと連携し、日頃から交流を深めます。また、学校が実施する福祉教育などについて協力や支援を広めていきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
52 企業・民間団体や当事者団体との連携	市内企業や商工会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所などが行う社会貢献活動などと地域福祉活動との協働を推進することにより、地域の福祉力の向上を図っていきます。また、高齢者クラブ連合会など当事者団体と連携し、地域福祉の推進に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
53 町内会・自治会との連携	地域福祉活動と関わりの深い町内会・自治会に評議員の選出や会員募集・共同募金*の実施の協力をお願いするとともに、地域福祉活動などへの支援を行いながら、積極的な連携と交流に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
54 保健・医療関係機関との連携	西多摩保健所、保健センター、医療機関などと連携し、障害者福祉の向上や専門的な相談支援事業について取り組みます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
55 地域自立支援連絡会専門部会の運営	専門部会を定期的を開催し、地域課題の抽出や問題解決に向けて取り組んでいきます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
56 社協福祉大会の開催	地域福祉やボランティア活動などに尽力されてきた個人や団体に対して、その功労を表彰し、感謝の意を表するとともに、市民にその活動を紹介します。また、地域福祉の推進につながる講演会などを開催し、福祉意識の醸成を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
57 敬老の日褒賞事業の実施	敬老のつどいを市と共催し、敬老の日に合わせて、金婚式を迎えた夫妻と米寿を迎えた方を褒賞します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

取り組みの方向5－(2)	組織体制と財政基盤の強化
---------------------	---------------------

【主体ごとに期待される役割】

各主体	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の会員になって、一緒に地域福祉を支えていきましょう。 ・社会福祉協議会への寄付や募金活動を理解し、できる範囲で協力しましょう。
	組織体制、財源確保 ↑↓ 理解、協力	
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ実効性のある事業展開をしていくため、組織体制を強化していきます。 ・組織力向上のため、職員の知識や能力の向上、事務事業等の効率化を図っていきます。 ・事業の安定的かつ継続的な展開のために、社協会員の維持・拡大、その他財源の確保に努めます。

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の方向性
58 理事会・評議員会の運営	地域福祉ニーズの変化、多様化などに対応するため、理事会と評議員会の適切な運営に努め、開かれた組織づくりに努めていきます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
59 苦情解決に関する体制の運営	苦情受付担当者や苦情解決責任者、第三者委員の設置により、社会福祉協議会が行う福祉サービスへの利用者からの苦情を円滑、円満に解決するための体制を運営していきます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
60 個人情報保護に関する体制の運営	個人情報の保護の徹底を図るため、個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正な取扱いを確保していきます。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
61 職員の適正配置と人材育成	効率的な事務事業の執行を図るため、職員の適正配置や内部・外部研修の充実による資質向上、事務処理能力の向上を図ります。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し
62 福祉センターの運営(市受託事業)	福祉センターの管理を市から受託し、地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会事務局を設置するほか、様々な地域福祉事業を展開します。	1. 新規 2. 充実 <u>3. 継続</u> 4. 見直し

63 会員の加入促進に向けた取り組み	社会福祉協議会の事業を財政面から支えていただくため、市民や団体を対象に会員の役割などを分かりやすくPRし、社会福祉協議会の活動に賛同する会員の加入促進を図ります。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
64 寄付の促進に向けた取り組み	社会福祉協議会の事業を財政面から支えていただくため、市民や団体などからの金品の寄付をお願いします。また、社協だよりなどを通じて寄付をした皆様を市民にお知らせします。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
65 ふれあい募金の取り組み	ふれあい募金の趣旨や協力事業所・商店などを市民に周知するとともに、ふれあい募金箱の新規設置を呼び掛けるなど社会福祉協議会の行う地域福祉事業の財源確保に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
66 羽村市民福祉チャリティーゴルフ大会の開催	地域福祉に関する市民意識の高揚を図り、社会福祉協議会への寄付を目的とするチャリティーゴルフ大会の開催を実行委員会事務局として推進します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
67 ふれあい福祉バザーの開催	社会福祉協議会への売上金寄付を目的として実施するふれあい福祉バザーを実行委員会事務局として推進します。 なお、バザー品の提供が厳しくなっており、開催のあり方などを含め実行委員会事務局として検討します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
68 収益金の確保に向けた取り組み	年4回発行している社協だよりの民間広告掲載料などを継続してお願いし、社協だより発行の財源として活用します。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し
69 各種募金事業の実施	赤い羽根共同募金は東京都共同募金会羽村地区協力会事務局として、歳末たすけあい運動募金は社会福祉協議会として、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの協力を得て実施します。また、東京都共同募金会羽村地区協力会配分推せん委員会を開催し、地域における適正な共同募金の配分に努めます。	1. 新規 2. 充実 3. 継続 4. 見直し

第4章 活動の展開



第5章

計画の推進

1 計画の進行管理と情報提供

1 進行管理と評価

本計画を実行性のあるものとして推進していくためには、目標達成状況を確認し、社会情勢などの変化も踏まえながら評価を加え、必要に応じて見直すことが必要です。

そのため、組織内部による進行管理と評価だけでなく、市民各層の代表などで構成する理事会や、町内会・自治会など多くの機関の代表者などで構成する評議員会に、羽村市地域福祉活動計画に定めた全事業の年度ごとの事業計画書及び事業報告書の提出と説明を通じ、進行管理や検証・評価をいただくとともに、必要に応じて修正や変更を行い計画の実現を目指します。

2 市民への情報提供と計画への参画

本計画策定の趣旨や計画の内容について市民の理解を深めるため、社協だよりでの計画概要の公表、地域座談会や小地域ネットワーク活動団体連絡協議会などを通じ、積極的に情報提供を行います。

さらに、羽村市地域福祉活動計画に定めた全事業の年度ごとの事業計画書や事業報告書は、羽村市社会福祉協議会の窓口、ホームページ、社協だよりなどを通じて広く市民に公表していきます。

また、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、福祉関係団体や公共的団体などの代表者で構成する羽村市地域福祉活動計画策定委員会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点などの検証を行い、見直しの結果を次の計画に反映していきます。

3 市民・地域・関係機関などとの連携

地域福祉への市民の主体的参加を促進し、市民が地域でお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めていくためには、地域に住み、地域の実情を一番よく知っている市民一人ひとりが主役であるといえます。

また、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体など、地域を基盤とする見守り活動などが、平時はもちろんのこと災害時などには特に重要となります。さらに、複雑な困難ケースの対応においては、専門機関の支援も含め包括的な支援が求められることから、市民、地域、関係機関などと連携して本計画を推進していきます。

— 計画の進行管理 イメージ図 —





1 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会

1 第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会要綱

平成 29 年 12 月 21 日付羽社協発第 1088 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法人羽村市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、第五次羽村市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、会長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民生・児童委員の代表者
- (3) 町内会・自治会の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 福祉関係団体の代表者
- (6) 保健・医療機関の代表者
- (7) 商工会の代表者
- (8) 学校関係者
- (9) ボランティア団体の代表者
- (10) 羽村市社会福祉協議会の役員
- (11) 関係機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、第 2 条に定める会長への答申の日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

資料編

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の活動状況を適宜会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行し、第2条に定める答申の日をもって廃止する。

2 委員名簿

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会
第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

平成30年5月31日現在

No.	氏名	所属	選出区分
1	川村 孝俊	福祉行政経験者	知識経験者
2	多田 尚子	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	知識経験者
3	川津 紘順	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会 理事会	羽村市社会福祉協議会の役員
4	小林あや子	羽村市民生児童委員協議会	羽村市民生児童委員協議会
5	和田 豊	羽村市町内会連合会	町内会・自治会の代表者
6	武藤 清美	羽村私立保育園協議会	社会福祉施設の代表者
7	根岸 徹	社会福祉法人そよかぜ	社会福祉施設の代表者
8	伊藤 保久	羽村市高齢者クラブ連合会	高齢者団体の代表者
9	足立 正治	小地域ネットワーク活動団体連絡協 議会	福祉関係団体の代表者
10	田口 尚子	特定非営利活動法人羽村市手をつな ぐ親の会	福祉関係団体の代表者
11	小林 啓子	東京都西多摩保健所	保健・医療機関の代表者
12	塩田 篤	羽村市商工会	商工会の代表者
13	愛甲 慎二	羽村市公立小中学校校長会	学校関係者
14	栗原 悦男	羽村市ボランティア連絡協議会	ボランティア団体の代表者
15	阿部 知宏	羽村市福祉健康部社会福祉課	関係機関の代表者

3	委員会の経過
----------	---------------

開催回	開催日	議事内容等
第1回	平成30年 7月10日(火)	(1) 委員会の傍聴及び会議録の公開等について (2) 「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係等について (3) 羽村市の地域福祉をめぐる状況と地域の抱える課題 (4) 地域福祉活動計画策定における市民ニーズの把握方法について
第2回	8月24日(金)	(1) 東京都社会福祉協議会からの情報提供について (2) 市民ニーズ調査の結果について (3) 第四次地域福祉活動計画の総括について
第3回	10月11日(木)	(1) 地域が抱える課題について (2) 計画の基本理念について (3) 計画の基本目標等について
第4回	11月22日(木)	(1) 「活動の展開」について (2) 第五次羽村市地域福祉活動計画（素案）について
第5回	12月26日(水)	(1) 第五次羽村市地域福祉活動計画（答申案）について (2) 答申について

4 委員会の主な意見（地域課題の把握）

★地域福祉コーディネーターの必要性

- ・地域福祉コーディネーターの役割は大きく、その配置と支援策をそれぞれの計画に盛り込んで実行していくことが重要ではないか。
- ・縦割りでそれぞれの専門職が自分の分野だけをやるということではなくて、それぞれをつなぐ役割をする人というのは必要だと思う。

★社会福祉協議会のさらなるPR活動が必要

- ・社会福祉協議会というのは雲の上の存在で、わからないようなところもある。
- ・社会福祉協議会のホームページはどちらかというと一方通行。SNSなども使うと相手からの情報も吸い上げることができる。
- ・もう少し広く市民にも社会福祉協議会というのはこういうものだとかアピールをしたほうが良いと思う。
- ・社会福祉協議会がどこにあるかというのを知らない人が多い。PRが足りないのではないか。
- ・本人が困った状況になる前に、社会福祉協議会というのはこういうことをやっている、ここに来れば何か教えてくれそうだ、ということだけでも伝わっていけば、実際にそういった困った時にそこに行ってみようということにつながると思う。
- ・数週間にわたって社会福祉協議会の特集をケーブルテレビで放送してもらおうとかそういうのを放送してもいいと思う。

★町内会と小地域ネットワーク活動との関係性

- ・町内会が小地域ネットワーク活動をやっている地区と、それ以外の団体が小地域活動をやっている地区とあり、なかなかそのあたりの役割が見えにくくなっていると感じる。

★社会福祉協議会から各種団体さんへの働きかけ

- ・いろいろな団体に社会福祉協議会がきめ細かく説明をして、それでやる気になるのではないか。

★社会福祉協議会の役割、位置づけの明確化

- ・介護保険事業における社会福祉協議会の役割として、難しいケースを受けざるを得ないというところ、採算性度外視とまではいかないが難しいところがある。
- ・現在の職員体制でこれだけの多くの仕事をしている。
- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画との精査の中で、やはり社会福祉協議会の位置づけというようなところも考えていかななくてはいけないと思う。
- ・すべてを社会福祉協議会にお願いするというのではなく、皆それぞれの過程の中で協力し合うというところが基本だと思う。

資料編

- ・社会福祉協議会は、ただ単に行政をカバーする、補充するというだけではなく。社会福祉協議会でなくてはできないようなことを今後やっていくことが必要だと思う。

★居場所と交流機会の拡充が必要

- ・活動に参加しやすい環境づくりについて、羽村は活動に参加しやすい。いっぱいいろいろなものがあって、どこでもいつ行っても歓迎されるので、活動に参加しやすい環境が実はできていると思う。
- ・地域課題の1つは、居場所と交流の機会の拡充である。

★民生委員・児童委員との連携

- ・民生委員は地域のパイプ役と言われている。社会福祉協議会ではこういうことをやっていますよというのはお話ししているが、まだまだそういった活動が足りない。

2 福祉ボランティア・地域福祉活動団体 ニーズ調査

1 調査の目的と対象団体名

日頃様々な活動をしている福祉ボランティア・地域福祉活動団体の方の意見や要望等を伺い、「羽村市地域福祉活動計画」を策定するための基礎資料とするためにニーズ調査を実施しました。調査先は地域福祉に関わる各部門に広くお聞きできるよう、考慮しました。

NO	団体名	部門
1	羽村市町内会連合会	地域活動
2	羽村市民生児童委員協議会	地域福祉
3	羽村市高齢者クラブ連合会	高齢者
4	小地域ネットワーク活動団体連絡協議会	地域活動
5	羽村市身体障害者福祉協会	障害者
6	特定非営利活動法人羽村市手をつなぐ親の会	障害者
7	羽村私立保育園協議会	子育て
8	羽村市ボランティア連絡協議会	ボランティア
9	羽村市社会福祉協議会福祉有償運送事業協力会	ボランティア

2 調査項目

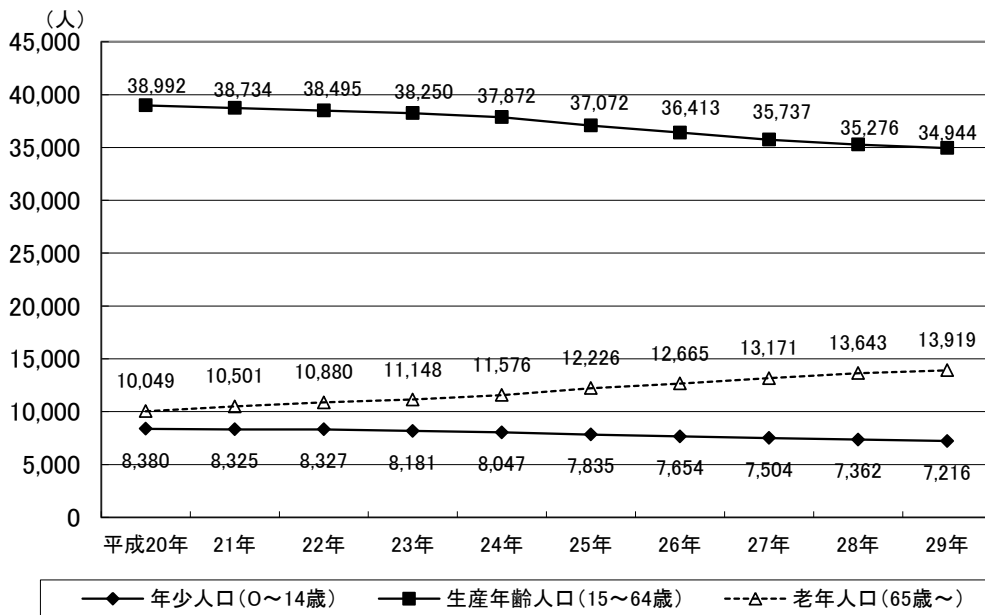
NO	内容
1	団体の概要（自由記述）
2	活動の頻度 （①毎日 ②週 2-3 回 ③週 1 回 ④月 2-3 回 ⑤月 1 回 ⑥その他）
3	活動を継続していく上での課題（①活動リーダーの育成 ②地域住民等の理解 ③活動場所 ④活動資金 ⑤その他）
4	上記課題の具体的な内容（自由記述）
5	貴団体の活動を通しての地域住民が抱える福祉課題（見守り高齢者の増加等）などの地域の問題
6	地域活動を進めていく上で、貴団体の地域で果たすべき役割はどんなことだと感じていますか。また、その役割を果たすためにはどのようなことが必要ですか。
7	貴団体で実施している事業やイベントで紹介したい事例（自由記述）
8	羽村市社会福祉協議会に今後期待する役割や各種事業に対する意見・要望（自由記述）

3 羽村市の地域福祉をめぐる状況

1 羽村市の人口・世帯の推移

- ☞ 総人口と年少人口、生産年齢人口は減少を続け、老年人口のみが増加傾向。
- ☞ 年齢別構成では、40代後半から50代前半、65歳以上で増加。
- ☞ 世帯構成では、全国や東京都よりはるその割合は低いが、単身世帯が増加。

● 年齢3区分別人口及び構成比の推移 ●



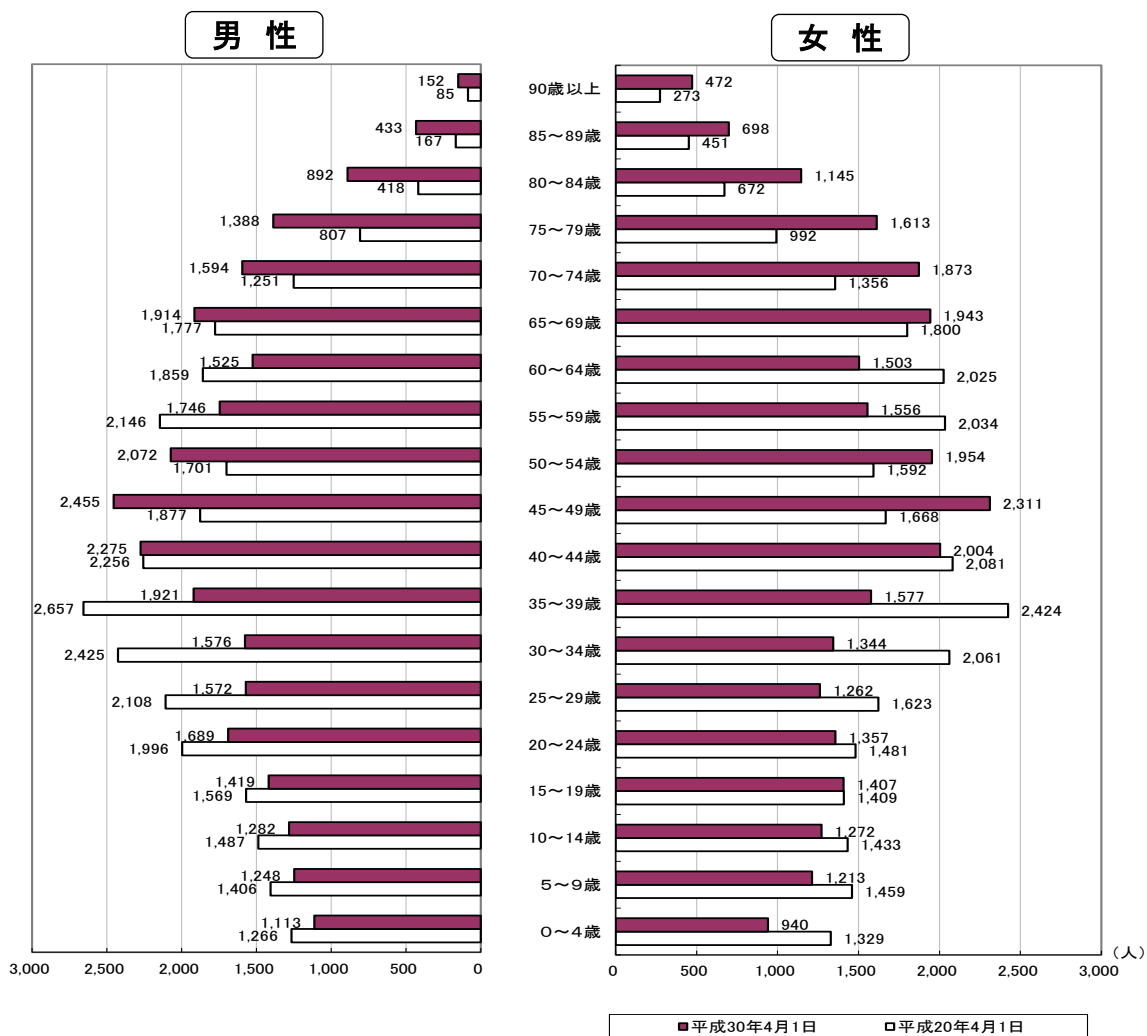
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口(人)	0~14歳	8,380	8,325	8,327	8,181	8,047	7,835	7,654	7,504	7,362	7,216
	15~64歳	38,992	38,734	38,495	38,250	37,872	37,072	36,413	35,737	35,276	34,944
	65歳~	10,049	10,501	10,880	11,148	11,576	12,226	12,665	13,171	13,643	13,919
	65~74歳	6,184	6,478	6,609	6,580	6,732	7,075	7,244	7,460	7,508	7,435
	75歳~	3,865	4,023	4,271	4,568	4,844	5,151	5,421	5,711	6,135	6,484
	計	57,421	57,560	57,702	57,579	57,495	57,133	56,732	56,412	56,281	56,079
構成比(%)	0~14歳	14.6	14.5	14.4	14.2	14.0	13.7	13.5	13.3	13.1	12.9
	15~64歳	67.9	67.3	66.7	66.4	65.9	64.9	64.2	63.3	62.7	62.3
	65歳~	17.5	18.2	18.9	19.4	20.1	21.4	22.3	23.3	24.2	24.8
	65~74歳	10.8	11.3	11.5	11.4	11.7	12.4	12.8	13.2	13.3	13.3
	75歳~	6.7	7.0	7.4	7.9	8.4	9.0	9.6	10.1	10.9	11.6

※ 構成比: 総人口計に対する比率

※ 構成比はそれぞれの年齢区分ごとに算出しているため、「65~74歳」と「75歳~」の構成比の合計と「65歳~」の構成比は一致しない場合がある。また、同様に全年齢区分の合計は100パーセントにならない場合がある。

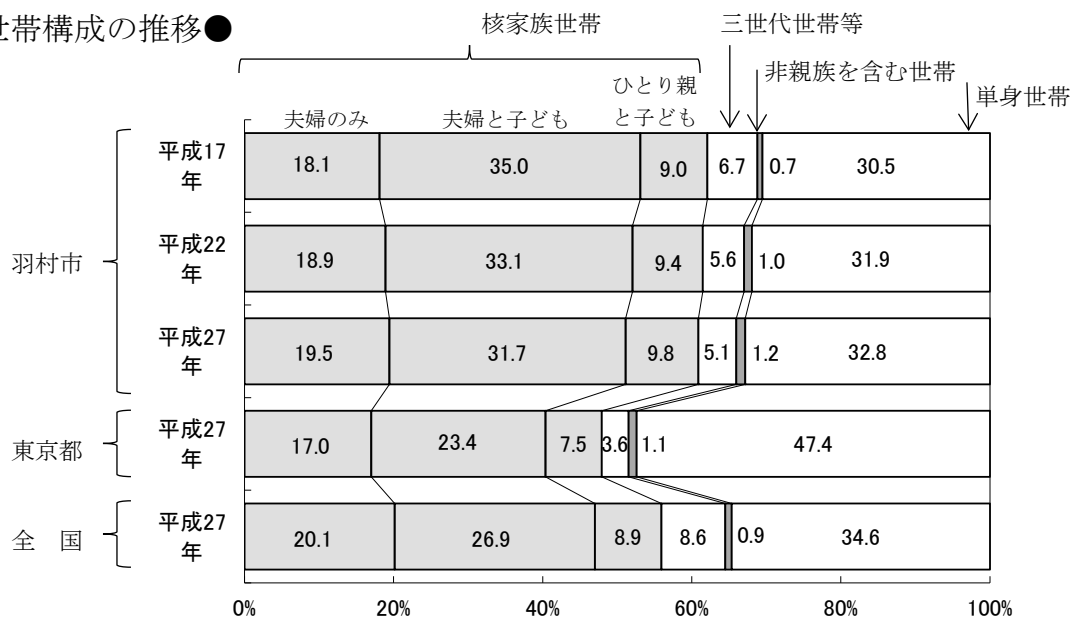
出典: 羽村市人口統計表(外国人含む、各年4月1日現在)

●年齢別人口構成●



出典：羽村市人口統計表(外国人含む、各年4月1日現在)

●世帯構成の推移●

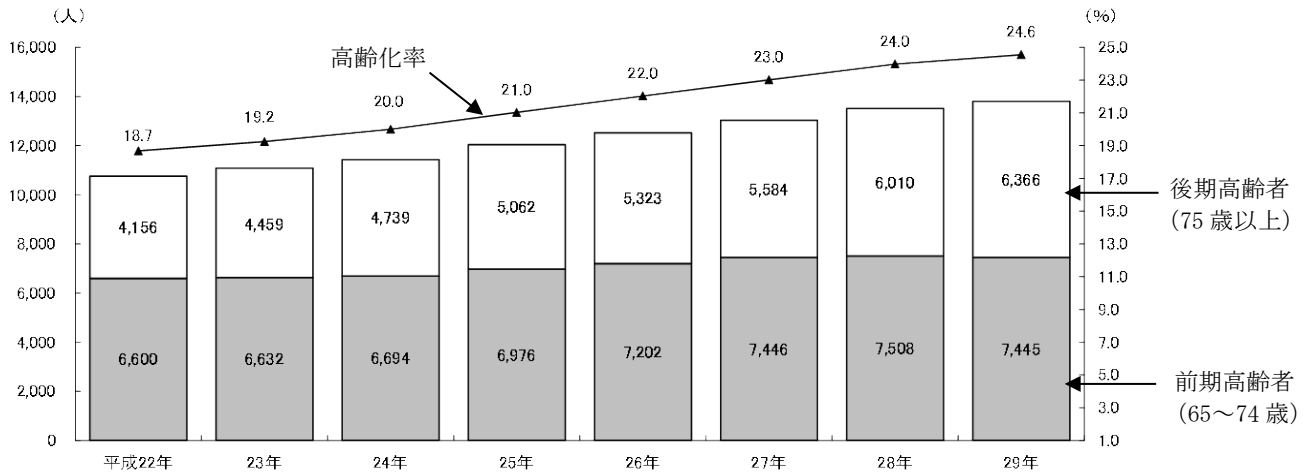


出典：国勢調査(各年10月1日現在)

2 高齢者の状況

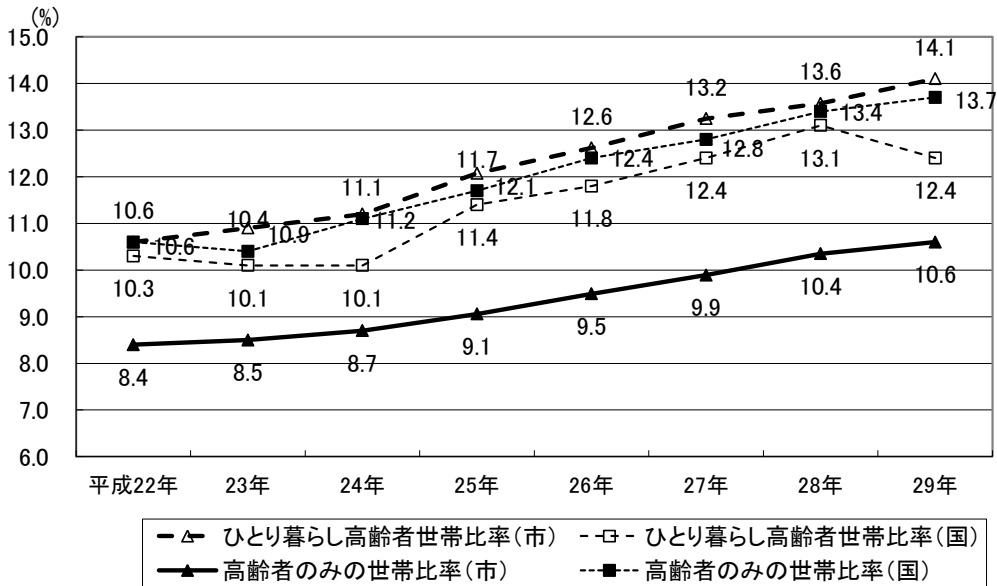
- ☞ 高齢化率は増加傾向、平成29年には前期高齢者が減少に転じた。
- ☞ ひとり暮らし高齢者世帯の比率は全国に比べて高い状況にある。
- ☞ 要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、年齢構成で8割以上を後期高齢者が占める状況となっている。

●前期・後期高齢者人口及び高齢化率の推移●



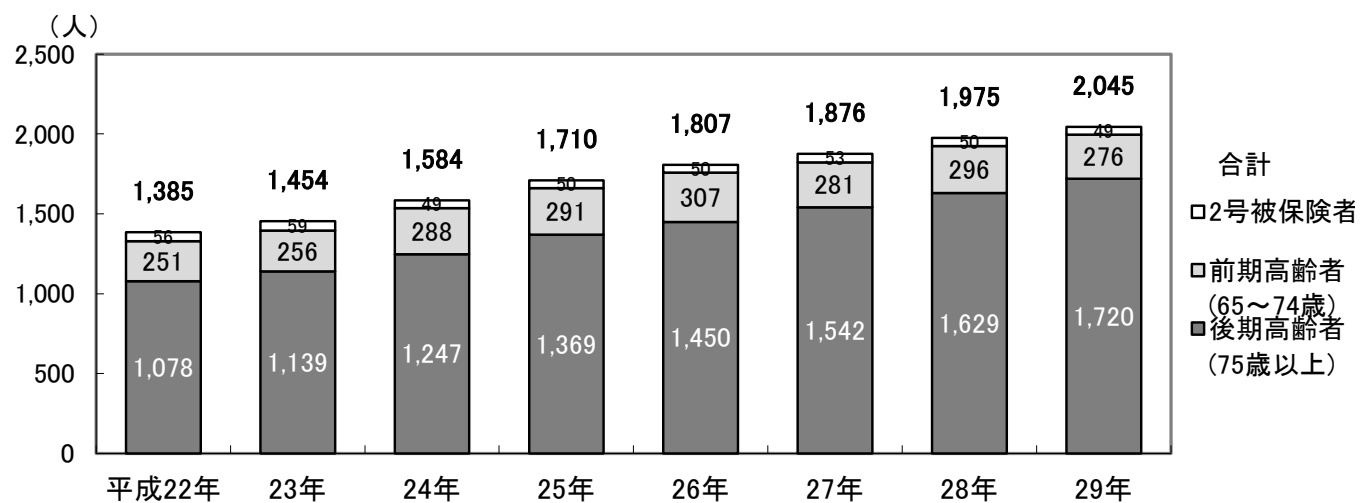
出典：住民基本台帳人口（外国人含む、各年1月1日現在）

●高齢者世帯比率の推移●



出典：(市)住民基本台帳(各年4月1日現在)
(国)厚生労働省「国民生活基礎調査」より算出

●要支援・要介護認定者数の推移●

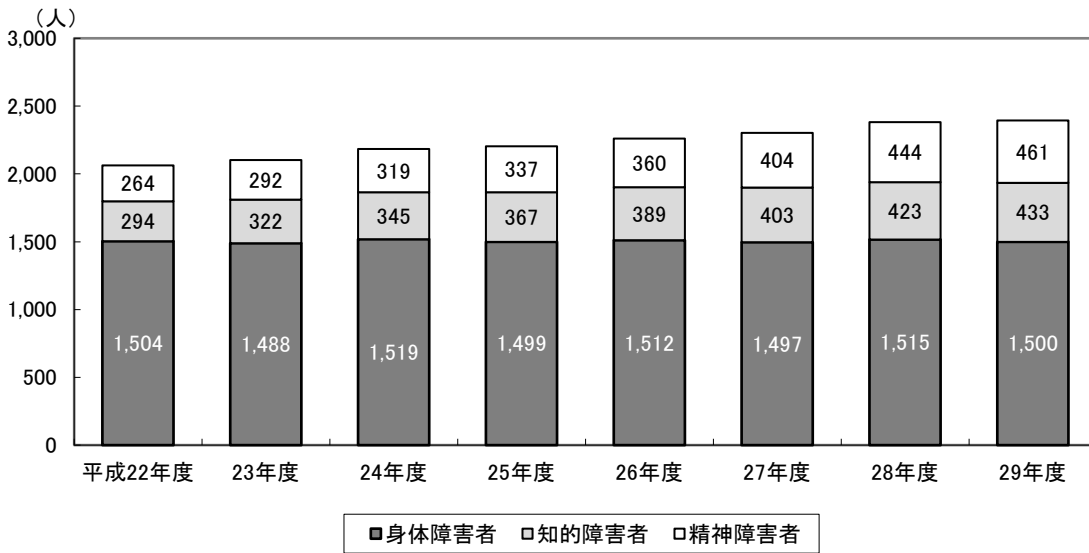


出典：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

3 障害者の状況

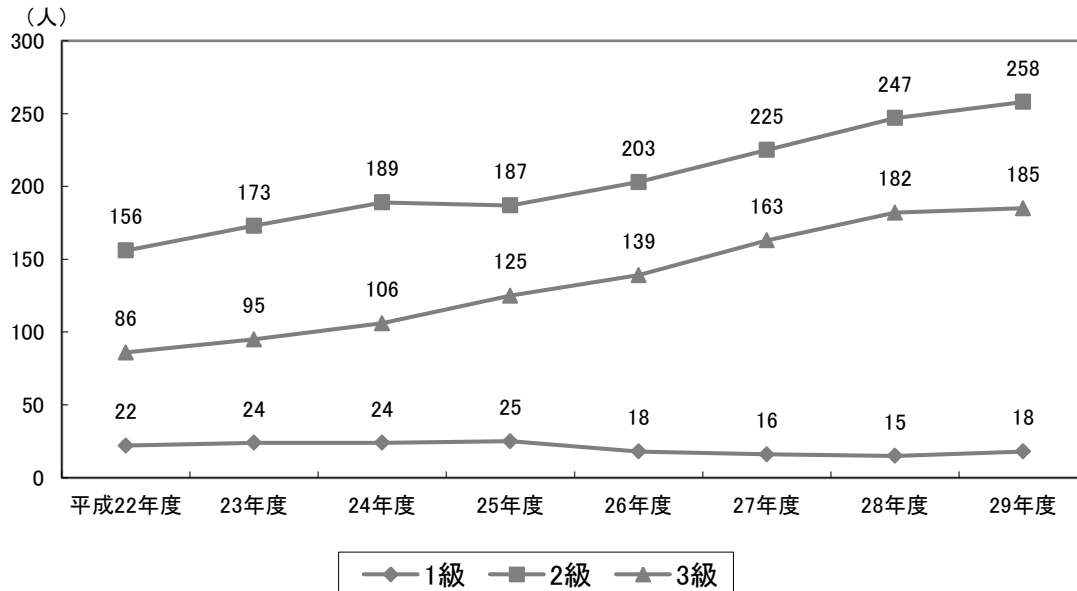
障害別手帳保持者は身体障害者を除き増加傾向にある。

●障害のある方（手帳所持者）数の推移●



出典：各年度羽村市事務報告書（各年3月31日現在）

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）●



出典：各年度羽村市事務報告書（各年3月31日時点）

4 子どもの状況

1 保育園の状況

☞ 在籍児童数は増加傾向にあり、入所率も平成25年以降は100%超の状況が続いている。

● 保育園数、定員数、在籍児童数等の推移 ●

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
公立保育園(園)	4	4	2	1	1	1	0
私立保育園(園)	8	8	10	11	11	12	13
計	12	12	12	12	12	13	13
定員数(人)	1,221	1,230	1,230	1,234	1,238	1,258	1,255
在籍児童数(人) (管外受託児含む)	1,176	1,223	1,235	1,276	1,315	1,344	1,306
入所率(%) (管外への受託除く)	96.3	99.4	100.4	103.4	106.2	106.8	104.1
待機児童数(人)	7	10	6	3	0	1	0

出典:各年度羽村市事務報告書(各年4月1日現在)・東京都「都内の保育サービスの状況」

2 幼稚園の状況

☞ 在籍児童数は減少傾向にある。

● 幼稚園数、定員数、在籍児童数等の推移 ●

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
私立幼稚園(園)	7	7	7	7	7	7	7
定員数(人)	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675
在籍児童数(人) (管外受託児含む)	1,082	1,081	1,071	1,092	1,022	948	902
入所率(%) (管外への受託除く)	64.6	64.5	63.9	65.2	61.0	56.6	53.8

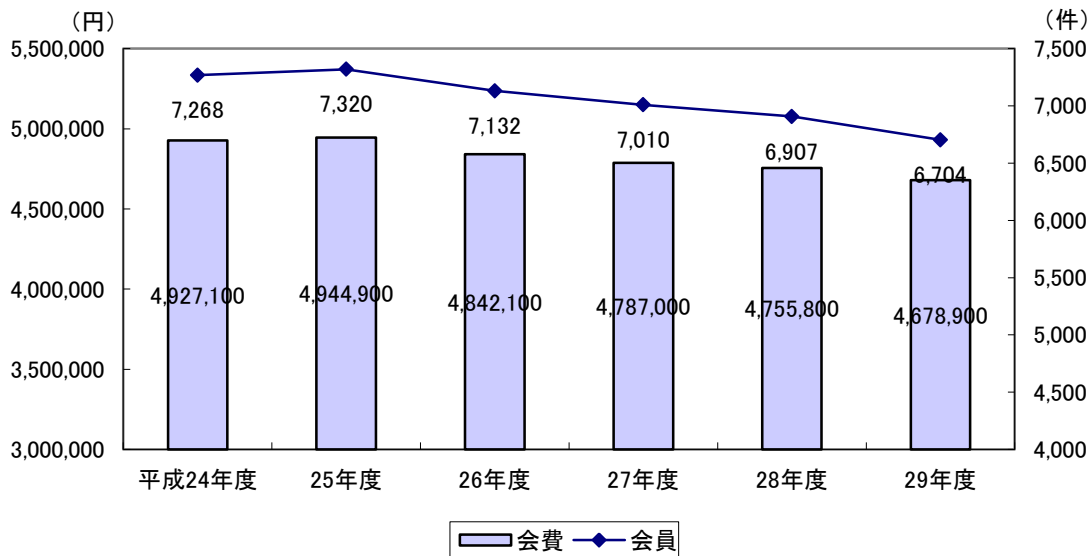
出典:各年度羽村市事務報告書(各年5月1日現在)

5 羽村市社会福祉協議会の状況

1 会員の状況

☞ 会員の人数、会費とも減少傾向となっている。

● 社会福祉協議会会員の状況 ●



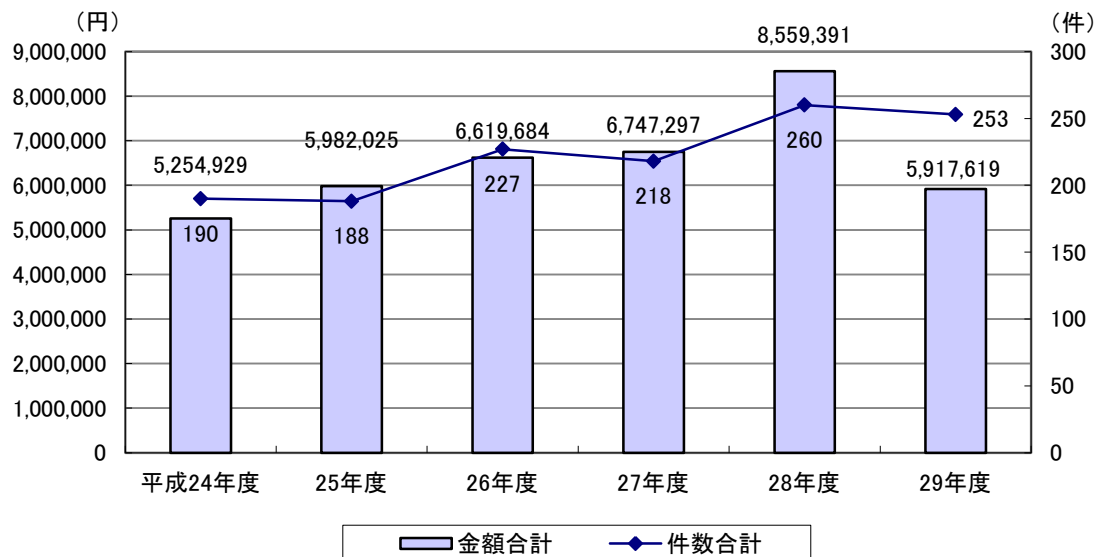
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
個人会員	7,018件 3,912,100円	7,064件 3,899,900円	6,882件 3,782,100円	6,733件 3,698,000円	6,619件 3,615,800円	6,407件 3,494,900円
団体会員	250件 1,015,000円	256件 1,045,000円	250件 1,060,000円	277件 1,089,000円	288件 1,140,000円	297件 1,184,000円
合 計	7,268件 4,927,100円	7,320件 4,944,900円	7,132件 4,842,100円	7,010件 4,787,000円	6,907件 4,755,800円	6,704件 4,678,900円

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

2 寄付金の状況

☞ 寄付金は年度ごとに異なり一定化しない。共同募金や歳末たすけあい運動募金は減少傾向となっている。

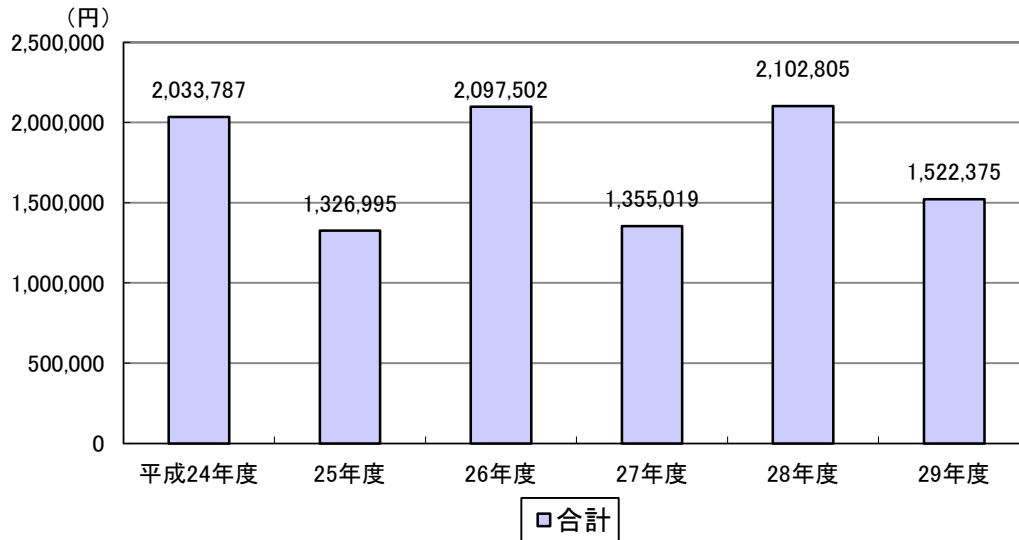
● 寄付金の状況 ●



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般寄付	130件	132件	141件	129件	154件	144件
	4,937,878	5,758,960円	6,340,587円	6,472,718円	8,135,015円	5,572,621円
指定寄付	6件	3件	5件	3件	7件	6件
	33,140円	18,370円	30,141円	14,250円	30,200円	31,990円
ふれあい 基 金	51箇所	80箇所	81箇所	107箇所	117箇所	111箇所
	54件	53件	81件	86件	99件	103件
	283,911円	204,695円	248,956円	260,329円	394,176円	313,008円
合 計	190件	188件	227件	218件	260件	253件
	5,254,929円	5,982,025円	6,619,684円	6,747,297円	8,559,391円	5,917,619円

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

● 実行委員会からの寄付金の状況 ●

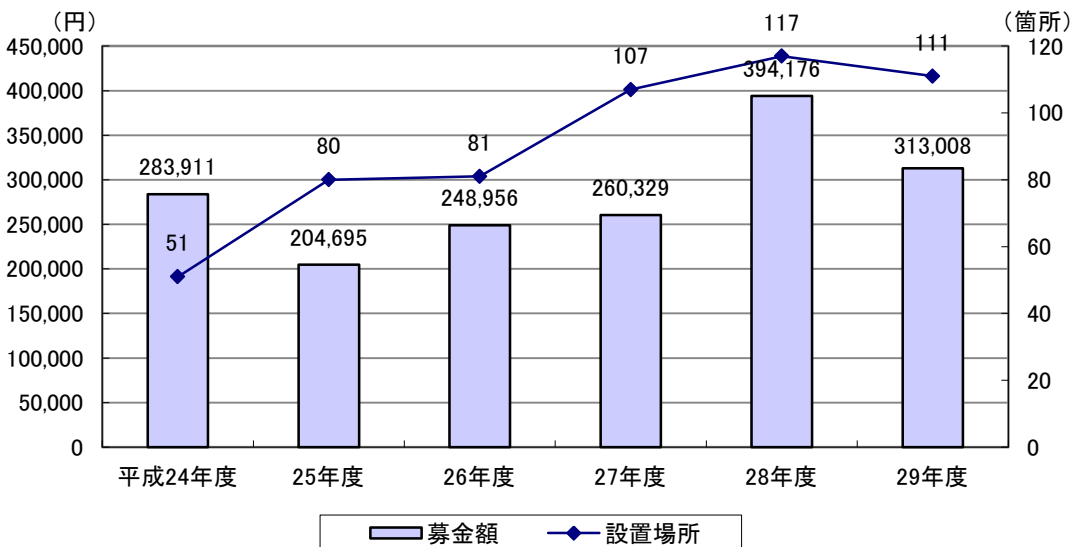


	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
チャリティーゴルフ大会実行委員会	参加者198人 807,662円	223人 806,035円	220人 813,187円	196人 689,669円	195人 745,709円	197人 805,965円
ふれあい福祉まつり実行委員会	622,035円	520,960円	625,175円	665,350円	669,180円	716,410円
ふれあい福祉バザー実行委員会	604,090円	—	659,140円	—	687,916円	—
合計	2,033,787円	1,326,995円	2,097,502円	1,355,019円	2,102,805円	1,522,375円

※ ふれあい福祉バザーは隔年実施。

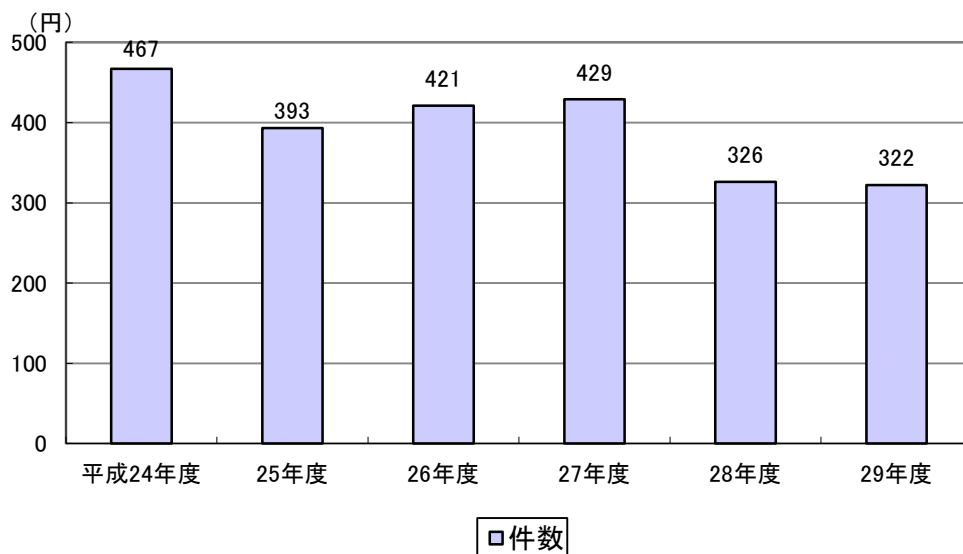
出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

● ふれあい募金設置事業所等の状況 ●



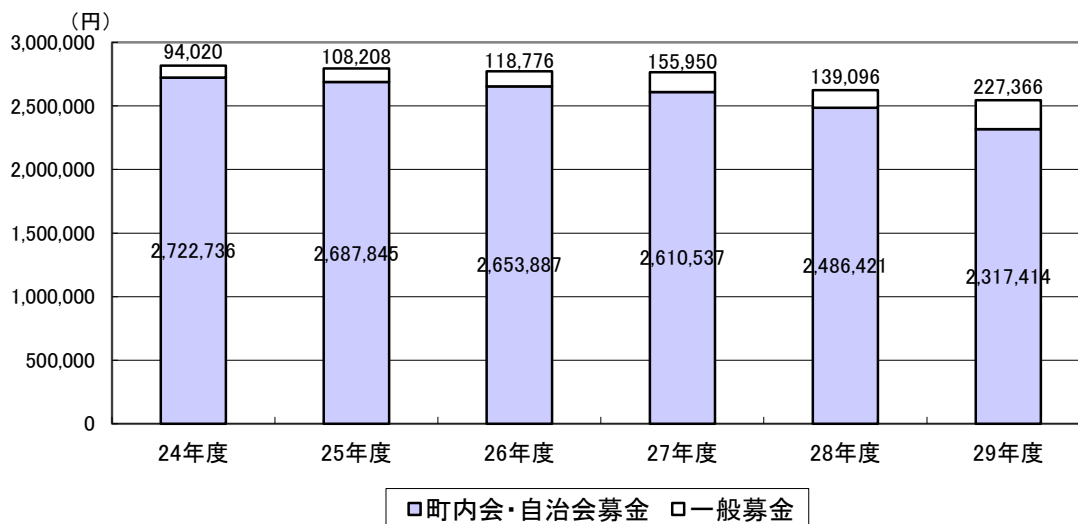
出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

●物品寄付の状況●



出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

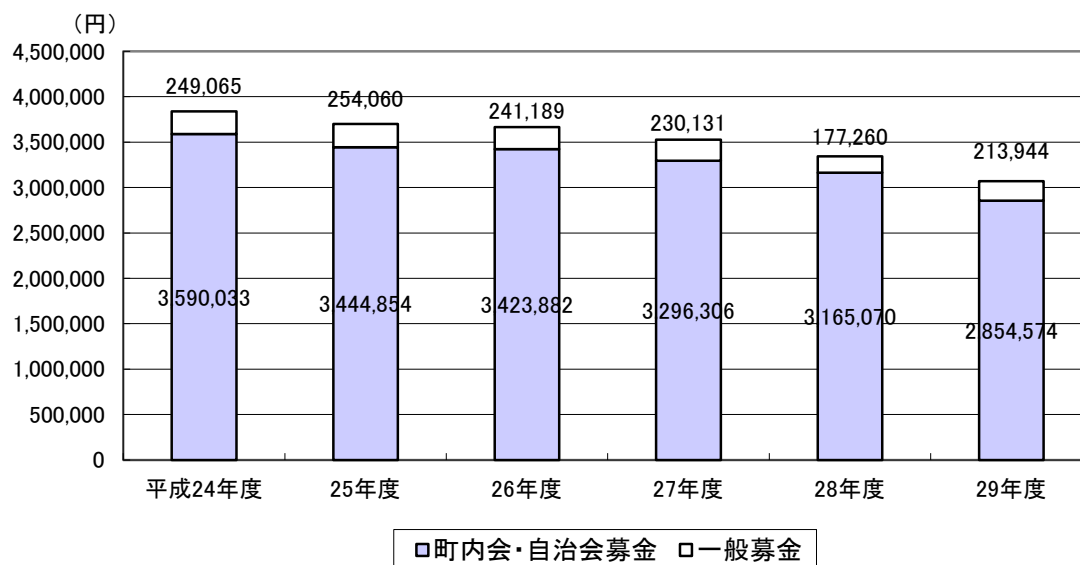
●赤い羽根共同募金の状況●



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各戸募金	2,722,736円	2,687,845円	2,653,887円	2,610,537円	2,486,421円	2,317,414円
一般募金	94,020円	108,208円	118,776円	155,950円	139,096円	227,366円
募金合計	2,816,756円	2,796,053円	2,772,663円	2,766,487円	2,625,517円	2,544,780円

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

●歳末たすけあい運動募金の状況●

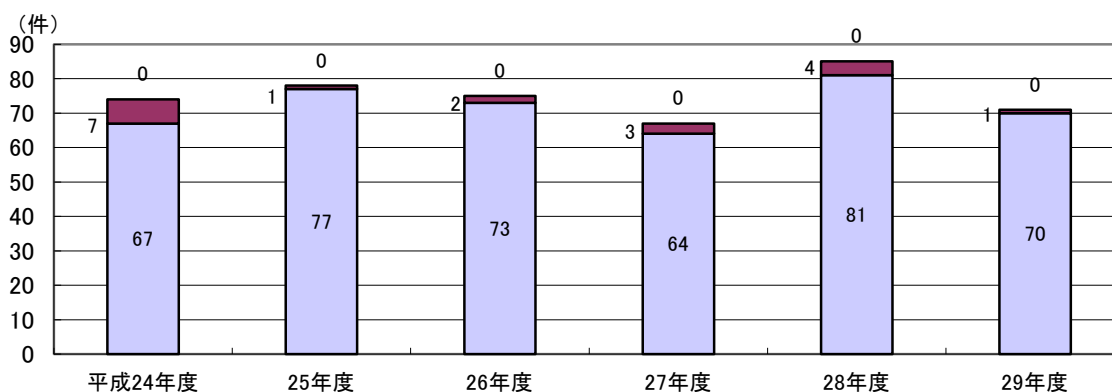


	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各戸募金	3,590,033円	3,444,854円	3,423,882円	3,296,306円	3,165,070円	2,854,574円
一般募金	249,065円	254,060円	241,189円	230,131円	177,260円	213,944円
募金合計	3,839,098円	3,698,914円	3,665,071円	3,526,437円	3,342,330円	3,068,518円

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

3 事業の状況

●福祉機器貸出しの状況●

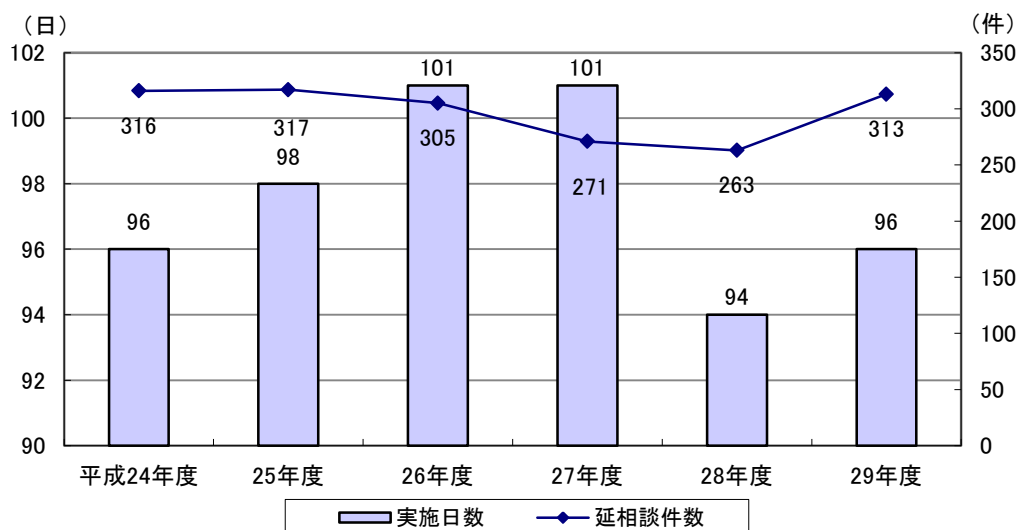


□車椅子 ■介護用ベッド □エアーマット

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
車椅子	67件	77件	73件	64件	81件	70件
介護用ベッド	7件	1件	2件	3件	4件	1件
エアーマット	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	74件	78件	75件	67件	85件	71件

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

●ふれあい相談事業の状況●



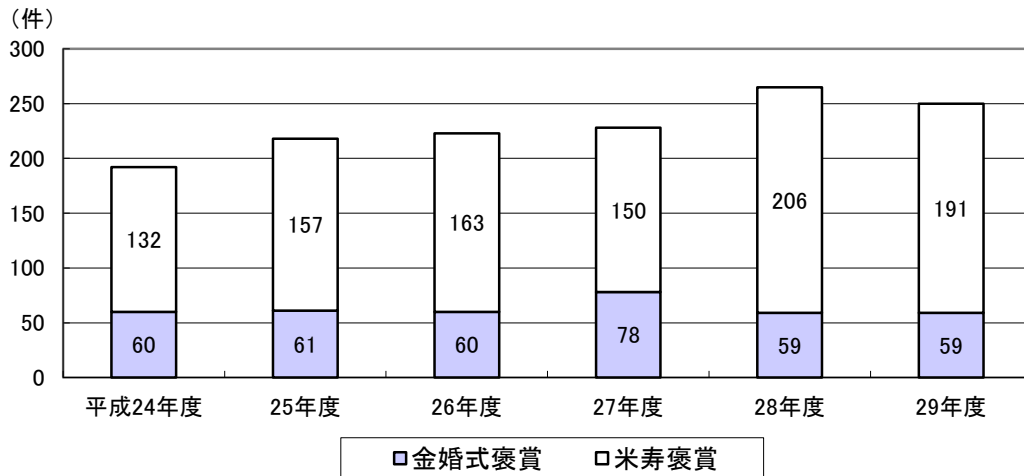
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施日数	96日	98日	101日	101日	94日	96日
延相談件数	316件	317件	305件	271件	263件	313件

※ 毎週木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く）に実施。

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

資料編

●敬老の日褒賞事業の状況●



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
金婚式褒賞	60件	61件	60件	78件	59件	59件
米寿褒賞	132件	157件	163件	150件	206件	191件

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

●福祉サービス総合支援事業の状況●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談事業(利用者サポート)	109件	88件	135件
福祉サービス利用援助	9件	13件	10件
弁護士による法律相談	4件	7件	5件

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

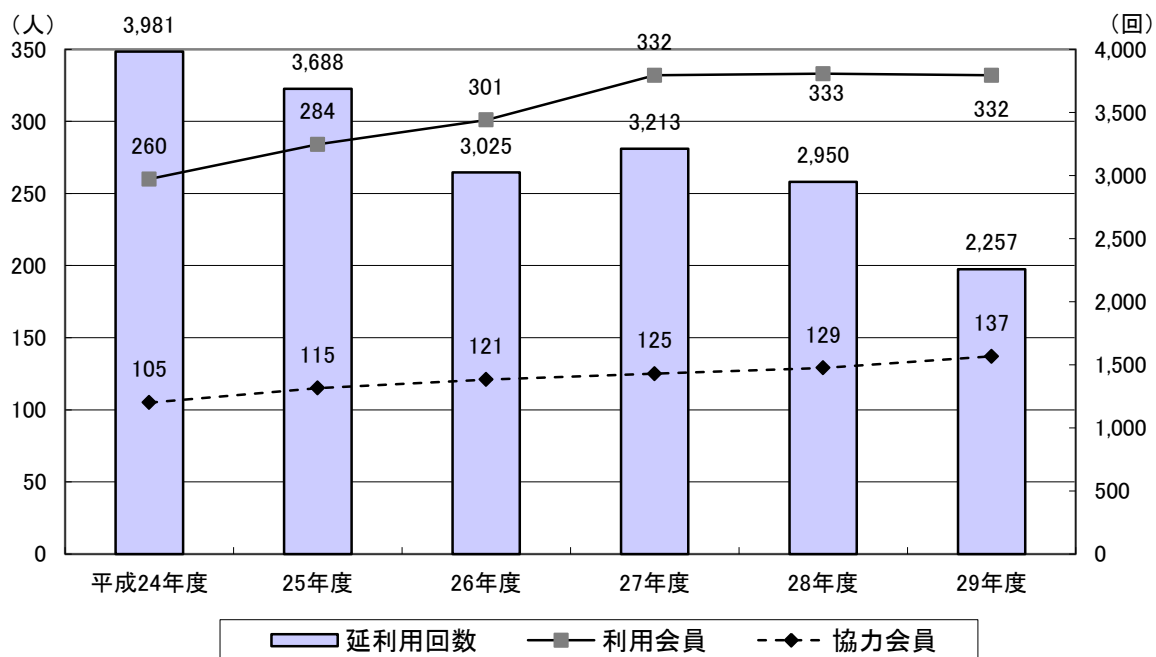
●地域福祉権利擁護事業の状況●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉サービス利用援助	4件	6件	8件	8件	12件	9件
日常的な金銭管理	3件	6件	8件	8件	11件	8件
書類等預かり	2件	4件	5件	6件	3件	3件

※ 福祉サービス利用援助の数値は、上記「福祉サービス総合支援事業の状況」における福祉サービス利用援助の数値と一部重複する。

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

●高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の状況●

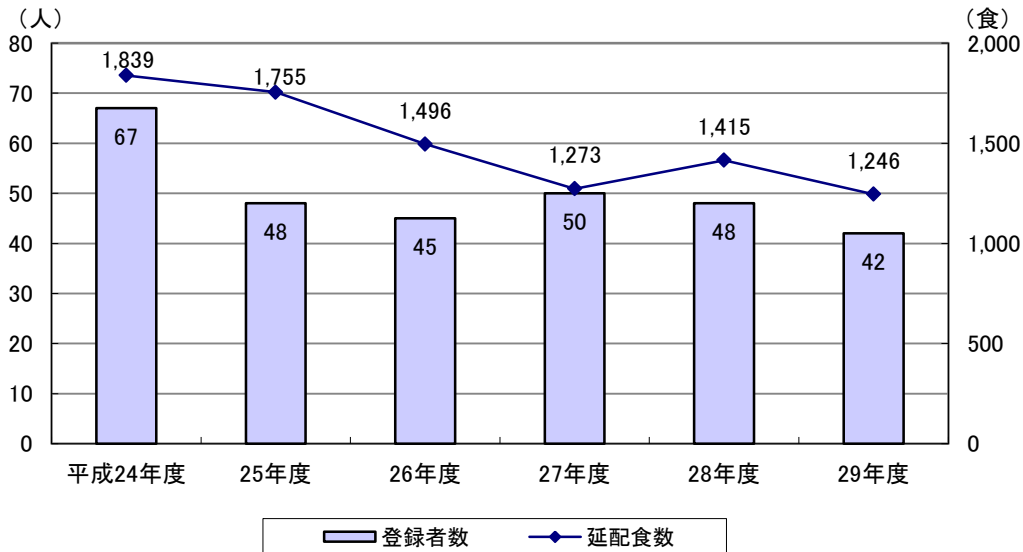


	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用会員	260人	284人	301人	332人	333人	332人
協力会員	105人	115人	121人	125人	129人	137人
延利用人数	780人	760人	660人	707人	578人	528人
延利用回数	3,981回	3,688回	3,025回	3,213回	2,950回	2,257回
延利用時間	5,267.0時間	4,863.5時間	3,915.0時間	3,722.0時間	3,006.5時間	2,637.0時間

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

資料編

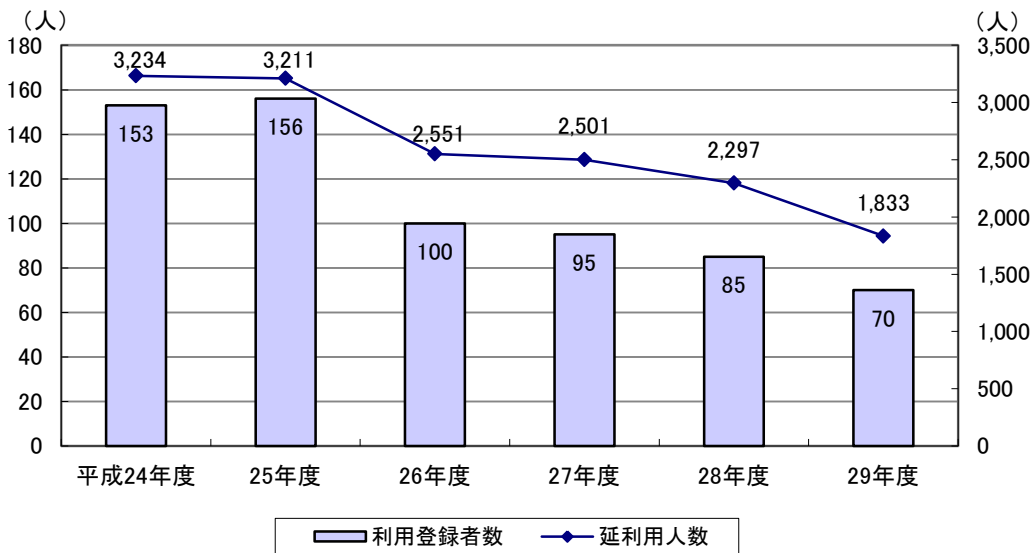
●ふれあい食事サービス事業の状況●



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配食回数 (毎週木曜日)	51回	51回	51回	52回	51回	51回
登録者数	67人	48人	45人	50人	48人	42人
延配食数	1,839食	1,755食	1,496食	1,273食	1,415食	1,246食

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

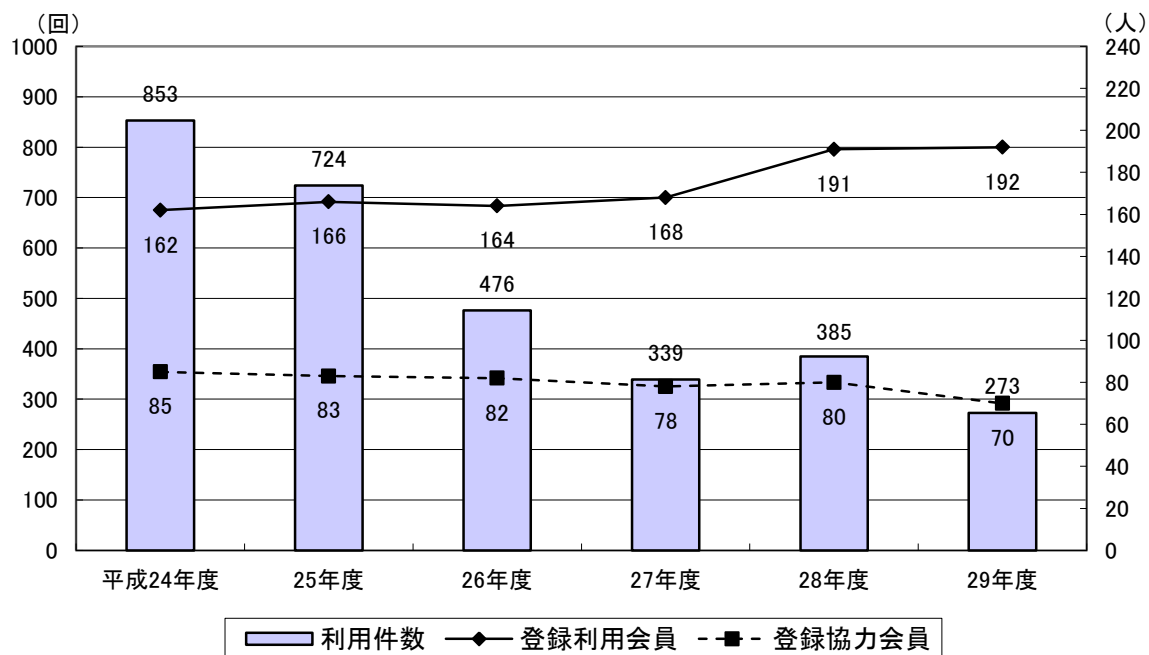
●福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の状況●



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用登録者数	153人	156人	100人	95人	85人	70人
運行協力員登録者数	19人	17人	17人	15人	14人	15人
運行日数	315日	309日	302日	301日	278日	265日
延利用人数	3,234人	3,211人	2,551人	2,501人	2,297人	1,833人

出典:各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書(各年3月31日現在)

●ファミリー・サポート・センター事業の状況●



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録利用会員	162人	166人	164人	168人	191人	192人
登録協力会員	85人	83人	82人	78人	80人	70人
利用件数	853回	724回	476回	339回	385回	273回

出典：各年度羽村市社会福祉協議会事業報告書（各年3月31日現在）

4 用語解説

あ行
<p>※アウトリーチ (P2) 従来は手を伸ばす、手を差し伸べるという意味。介護福祉分野では、ソーシャルワークや福祉サービスの実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取り組みのこと。</p> <p>※SNS (P24) ソーシャルネットワークサービスの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。</p>
か行
<p>※共同募金 (P49) 赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したもので、今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されている。社会福祉法第 112 条では、共同募金を「都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国及び地方公共団体を除く）に配分することを目的とするものをいう」と規定されている。</p> <p>※権利擁護 (P14) 人間としての権利を保障すること。高齢者や障害のある人などの権利侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わって援助者が代理として権利やニーズ表明を行うこと（代弁）をいう。</p>
さ行
<p>※災害ボランティアセンター (P41) 災害時に被災地に設置される災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のこと。</p> <p>※災害時要援護者 (P41) 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられている。国では、平成 18 年に要援護者の避難支援のガイドラインを作成しており、市町村には要援護者一人ひとりの避難支援プランを作るように求められている。羽村市では、災害時に自力での避難等が困難な要援護者などを対象に、災害時要援護者台帳の登録に同意した方に、地域での情報伝達や避難援助などが受けやすいようにする制度が設けられている。</p>

※サロン活動 (P26)

高齢者や障害者（児）、子育て世代の親子などをはじめ、住民みんなが支え合い安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって行うふれあいの場。羽村市社会福祉協議会では小地域ネットワーク活動団体が行っているサロン活動の支援を行っている。

※住民参加型サービス (P42)

サービスを利用する側、提供する側の双方とも地域の住民同士による会員制の助け合い活動のこと。お互い気兼ねすることなくサービスを利用・提供できるよう、非営利・有償の形をとっている。

※小地域ネットワーク活動 (P1)

話し相手がいなかったり、寝たきりや認知症、障害などのために手助けが必要であったり、共働きやひとり親で子育てが大変だったりといった悩みを抱えている方が、地域の中で孤立することなく、安心して暮していけるよう、町内会・自治会の区域を単位として住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う活動。

※成年後見制度 (P14)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ることがないように、権利と財産を守り、支援する制度である。従来の禁治産・準禁治産の制度を抜本的に改めた法定後見制度と任意後見制度から成り立っている。

た行**※地域活動支援センター (P33)**

在宅の障害のある人に対し、相談支援や情報の提供などを総合的に行うとともに、通所による機能訓練などのサービスを提供し、障害のある人やその家族の地域生活を支援する事業。

※地域共生社会 (P2)

国の新たな考えであり、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のこと。

※地域福祉権利擁護事業 (P14)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、福祉サービスの利用料の支払いをはじめとした日常的な金銭管理や重要書類などの預かり、苦情解決制度の利用などの支援を行う事業。

※地域福祉コーディネーター (P33)

地域福祉の推進のために、生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（情報・人・場所など）を結び、地域での生活を支えるネットワークの中心となる人材のこと。

※地域包括支援センター (P7)

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関で、平成 17 年（2005 年）の介護保険制度改正により創設された。

は行

※ピアカウンセラー (P33)

相談支援事業のひとつとして、障害のある人などが自らの体験に基づき、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図る相談員である。

※ファミリー・サポート・センター事業 (P45)

地域内で、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を対象とした会員組織。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さな子どもをもつ家庭を支援する。

※福祉教育 (P34)

社会福祉についての理解と関心を深め、主体的な参加を促すことを目的とする教育・学習活動の総称。学校教育における児童・生徒に対する「福祉の心」の教育、社会教育や社会福祉協議会における地域住民に対する「生活課題の解決」などの実践教育、大学や専門学校などにおける社会福祉従事者養成のための専門教育の三つに大別される。

※福祉コミュニティ (P19)

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。

特定地域において、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活を続けることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、インフォーマル（制度に基づかない非公式なもの）及びフォーマル（公的な機関などが制度に基づいて行うもの）なサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスを提供することを目的としている。

※福祉避難所 (P41)

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方（要配慮者）を滞在させることが想定される拠点。要配慮者の円滑な利用が確保されていること、相談でき、助言や支援が受けられる体制であること、必要な居室が可能な限り確保されていることが基準となっている。国で「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を作成し、自治体に指定を促している。

ま行
※民生委員・児童委員（P1） 地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により設置が認められている制度的ボランティア。具体的職務内容は、①住民の生活状況の把握、②援助を必要とする者への相談、助言等の援助、③福祉サービス利用者のための情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動などを行っている。
や行
※友愛訪問員（P32） 元来は、ケースワーカーの起源となる欧米におけるフレンドリービジターの訳語として使われる。慈善組合協会（COS）で実施されたもので、貧困家庭などを訪問し、その道徳的指導や家庭調査した人たちを指す。その活動が科学的かつ専門的に発展し、後のケースワーカーの体系化につながった。また、東京都の老人福祉施策の一つとして1973年に開始されたもので、羽村市が委嘱し、ひとり暮らしや援護が必要な高齢者のみ世帯などの定期訪問活動や援助事業に携わっている。

第五次羽村市地域福祉活動計画

《2019年度～2024年度》

発行日：平成31年3月

発行：社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会

〒205-0002 東京都羽村市栄町2丁目18番地1

電話 042-554-0304（代表）

FAX 042-555-7445

ホームページ <http://www.hamurashakyo.jp/>